

第3回弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会

日時 平成29年12月15日（金）

午後2時00分

場所 市役所市民防災館3階 防災会議室

次 第

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 会長挨拶

4. 案件

(1) 第7期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
素案について . . . 資料1

(2) 介護保険料について . . . 資料2・3

5. その他

6. 閉会

第7期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(計画期間:平成30年度～平成32年度)

【案案】

弘前市

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画目次

目次

I	総論	
	1 計画策定の趣旨	1ページ
	2 計画の位置付け	1ページ
	3 計画期間の設定	1ページ
	4 計画の策定	2ページ
II	市の高齢化等の状況	
	1 人口と高齢化の推移	3ページ
	2 高齢者のいる世帯の状況	4ページ
	3 要介護認定者の推移	5ページ
	4 介護保険被保険者の状況	6ページ
	5 高齢者の就業状況	8ページ
III	第6期計画の取組状況	
	1 第6期計画の取組状況	9ページ
	○ 健康・生きがいづくりの推進	9ページ
	○ 在宅福祉の充実	11ページ
	○ 施設福祉の充実（介護保険施設以外）	14ページ
	○ 地域包括ケアの推進	16ページ
	○ 介護予防等の推進	17ページ
	○ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	18ページ
	○ 認知症対策の推進	19ページ
	○ 介護保険事業の円滑な運営	20ページ
	2 介護保険事業の実施状況	21ページ
	（1）保険給付費の推移	21ページ
	（2）居宅サービス利用状況	22ページ
	（3）地域密着型サービス及び 地域密着型介護予防サービス	25ページ
	（4）施設サービス	25ページ
IV	第7期計画における基本目標	
	1 基本目標	26ページ
	2 主な施策の方向性	27ページ

V	市の具体的施策	
1	介護予防と自立支援介護の推進	29ページ
2	地域包括ケアの推進	32ページ
3	高齢者の社会参加・生きがいづくり	34ページ
4	認知症対策の推進	38ページ
5	在宅福祉サービス等の充実	40ページ
6	施設福祉サービス等の充実（介護施設以外）	41ページ
7	介護保険事業の円滑な運営	44ページ
8	その他高齢者への支援	46ページ
VI	弘前市の将来推計	
1	人口と高齢化の将来推計	47ページ
2	要介護認定者の推移	48ページ
3	介護保険第1号被保険者の推計	49ページ
4	介護サービス量の推計	50ページ
5	看護小規模多機能型居宅介護の設置	55ページ
6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の設置	56ページ
7	介護給付及び介護予防給付に係る費用の見込み	ページ
8	地域支援事業に係る費用の見込み	ページ

資料

弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 審議会運営規則	資料
弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 審議会委員名簿	資料

I 総論

1 計画策定の趣旨

本市の高齢化率は、平成27年で29.4%（平成27年国勢調査）であったものが、平成29年には30%を超え、全国より急速に高齢化が進んでおります。また、平成29年3月分の要介護認定率が19.9%と前年に比べ減少しているものの県平均よりは高く、保険給付額も高い状況にあります。

第6期計画では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据え、高齢になっても可能な限り住み慣れた地域で元気で生き生きと暮らし続けられるよう、健康寿命を延伸するため、介護予防を重点的に推し進めながら、医療や介護、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指し施策を展開いたしました。

第7期計画では、第6期計画で構築した、地域包括ケア体制の深化・推進するとともに、介護保険を持続可能な制度としていくため、高齢者の介護予防、健康づくりの推進、介護保険サービスの適正化に向けて更なる施策を展開することとしています。

今後も高齢者が住み慣れた地域で健康で自立した日常生活を営むことができる社会の実現に向けて、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画です。これは、当市における65歳以上のすべての高齢者を対象としたものです。

一方、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画です。これは、介護等が必要な高齢者を対象とするもので、介護保険サービス等の必要量とその供給体制等に係る事項について定める計画です。

高齢者に関する福祉施策と介護保険事業を総合的・体系的に実施していくため、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

3 計画期間の設定

市では、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定することから、計画期間を同一に平成30年度から3年間とし、平成32年度に見直しをすることとします。

4 計画の策定

(1) 計画策定にあたっての基本的な考え方

この計画の策定に当たっては、基本方針として次の点を考慮しています。

- ・県の計画との調和を図りました。
- ・市の総合計画との調和を図りました。
- ・要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行い基礎資料としました。

(2) 住民参加による計画策定プロセス

弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会の開催

開催数	5回	平成29年	7月26日
		平成29年	9月29日
		平成29年	12月15日
		平成30年	1月 日(未定)
		平成30年	1月 日(未定)

(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、地域診断に活用するため、平成28年12月12日～26日の間で、アンケートを実施しました。

調査対象者	平成28年11月18日現在、弘前市に在住する65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2認定者（要介護1～5認定者を除く）		
調査方法	平成28年12月12日～12月26日、対象者へ郵送にて調査		
有効回答数	3,310人		
有効回答率	66.2%		
調査内容	1 調査項目数	80問	
	2 調査項目		
	(1) 家族や生活状況について	9問	
	(2) からだを動かすことについて	14問	
	(3) 食べることについて	11問	
	(4) 毎日の生活について	25問	
	(5) 地域での活動について	4問	
	(6) たすけあいについて	8問	
	(7) 健康について	9問	

Ⅱ 市の高齢化等の状況

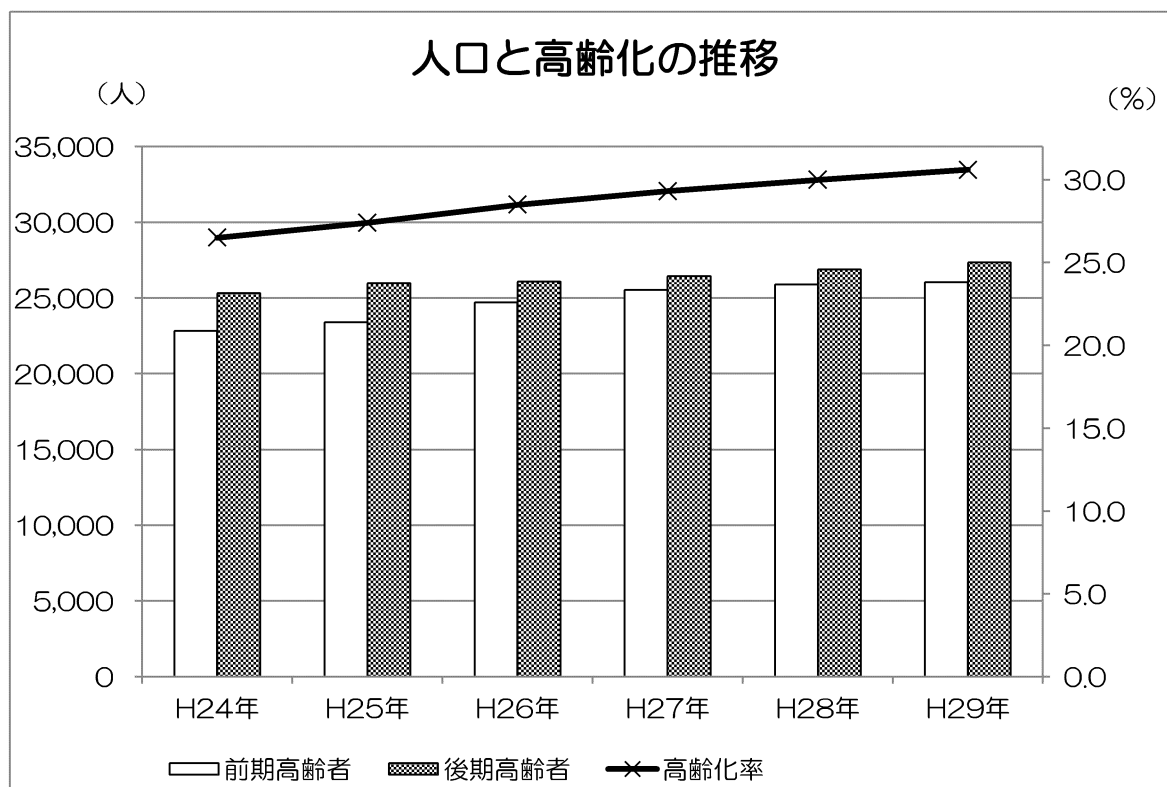
1 人口と高齢化の推移

平成29年9月30日現在、弘前市の人口は174,231人で、平成27年に比べて3,124人減少しています。また、平成29年9月30日の高齢者人口は53,377人と5万人を超え、高齢化率は平成27年度から1.3ポイントの伸びを示しています。

(人、%)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口 A	181,526	180,036	178,456	177,355	175,844	174,231
40~64歳人口 B	63,621	62,615	61,526	60,531	59,699	58,955
比率	35.0	34.8	34.5	34.1	33.9	33.8
高齢者人口	48,136	49,359	50,772	51,974	52,756	53,377
前期高齢者 (65~74歳)	22,813	23,398	24,698	25,533	25,884	26,033
構成比	47.4	47.4	48.6	49.1	49.1	48.8
後期高齢者 (75歳以上)	25,323	25,961	26,074	26,441	26,872	27,344
構成比	52.6	52.6	51.4	50.9	50.9	51.2
弘前市の高齢化率	26.5	27.4	28.5	29.3	30.0	30.6

出典：住民基本台帳（各年9月30日現在）



2 高齢者のいる世帯の状況

平成27年国勢調査結果では、県平均より低いものの、高齢者のいる世帯が総世帯の47.1%を占めており、うち高齢単身世帯は比較的高い数値で推移しています。

核家族化が進み、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加傾向が見受けられます。

(人、%)

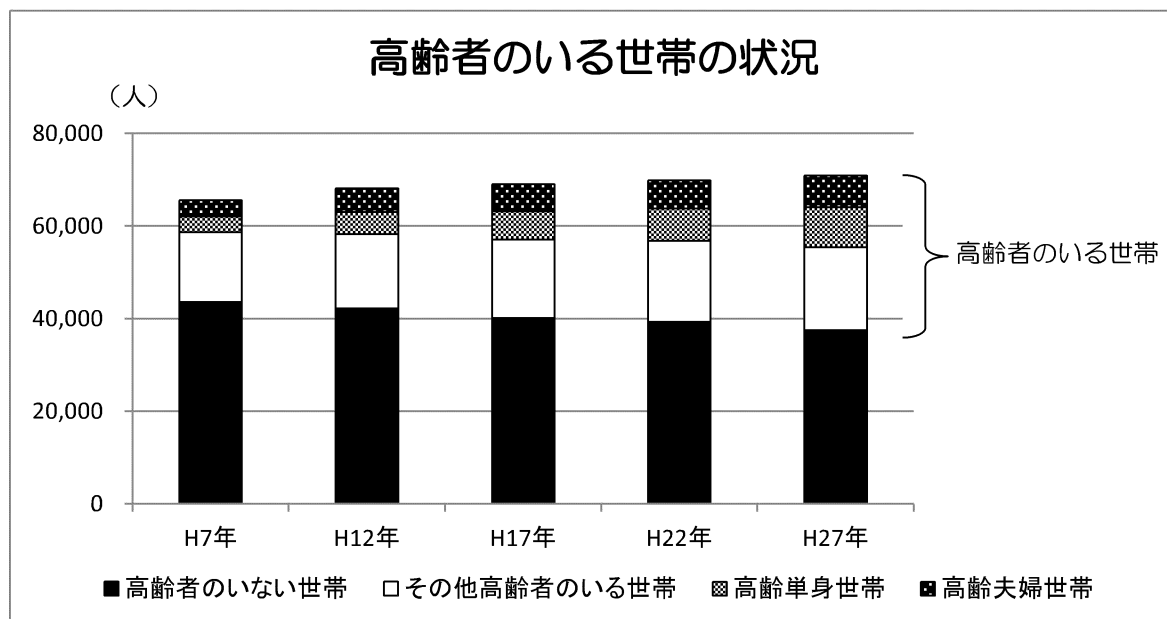
区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	H27とH22の比較
総世帯 (A)	65,580	68,107	69,038	69,909	70,913	1,004
高齢者のいない世帯	43,587	42,185	40,138	39,231	37,493	-1,738
高齢者のいる世帯 (B)	21,993	25,922	28,900	30,678	33,420	2,742
比率 (B/A)	33.5	38.1	41.9	43.9	47.1	—
青森県の比率	34.6	39.0	42.9	45.8	49.7	—
全国の比率	29.1	32.2	35.1	37.3	40.7	—
(再掲) 高齢単身世帯 (C)	3,412	4,726	6,082	7,009	8,647	1,638
比率 (C/A)	5.2	6.9	8.8	10.0	12.2	—
青森県の比率	4.9	6.6	8.2	9.9	12.1	—
全国の比率	5.0	6.5	7.9	9.2	11.1	—
(再掲) 高齢夫婦世帯 (D)	3,541	5,130	5,881	6,092	6,874	782
比率 (D/A)	5.4	7.5	8.5	8.7	9.7	—
青森県の比率	5.8	7.5	8.8	9.8	11.1	—
全国の比率	6.3	7.8	9.1	10.1	11.4	—

※平成7年～平成27年は国勢調査（10月1日現在）

※高齢者のいる世帯…65歳以上の者がいる一般世帯

※高齢単身世帯（再掲）…65歳以上の者1人のみの一般世帯

※高齢夫婦世帯（再掲）…夫が65歳、妻が60歳以上の夫婦一組の一般世帯



3 要介護認定者の推移

今後、高齢化は進展する見込みとなっていますが、健康・生きがいつくりや介護予防事業等の施策により健康な高齢者が増え、認定者数、認定率ともに減少する見込みとなっています。

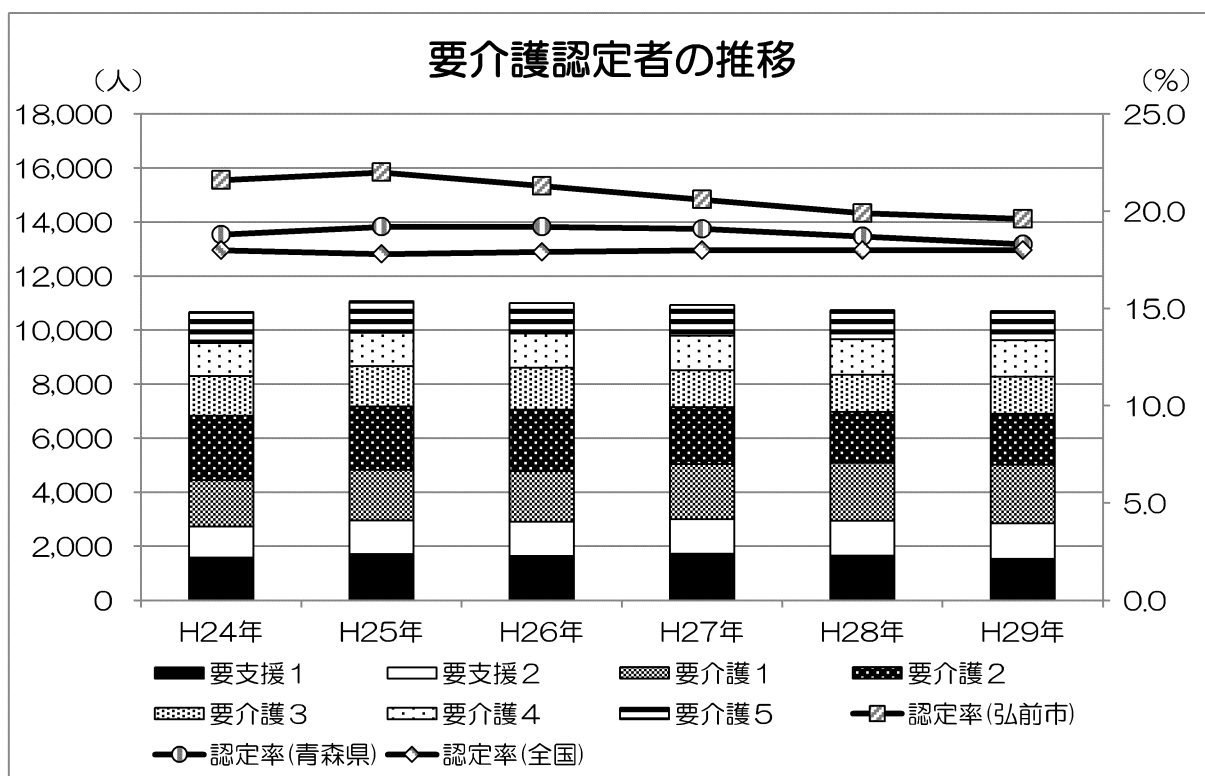
また、更なる健康増進を図るため、高齢者の介護予防、健康づくりの推進などに引き続き取り組んでいくこととします。

(人、%)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
認定者数	10,657	11,064	11,004	10,916	10,737	10,691
うち前期高齢者	1,255	1,254	1,270	1,277	1,238	1,213
構成比	11.8	11.3	11.5	11.7	11.5	11.3
うち後期高齢者	9,116	9,549	9,484	9,405	9,280	9,259
構成比	85.5	86.3	86.2	86.2	86.4	86.6
うち第2号被保険者	286	261	250	234	219	219
構成比	2.7	2.4	2.3	2.1	2.1	2.1
弘前市の認定率	21.6	22.0	21.3	20.6	19.9	19.6
青森県の認定率	18.8	19.2	19.2	19.1	18.7	18.3
全国認定率	18.0	17.8	17.9	18.0	18.0	18.0

※出典：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

区分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
要支援1	1,569	1,703	1,625	1,715	1,649	1,522
要支援2	1,164	1,241	1,277	1,286	1,279	1,320
要介護1	1,710	1,880	1,874	2,042	2,158	2,168
要介護2	2,386	2,348	2,272	2,101	1,880	1,893
要介護3	1,459	1,493	1,553	1,368	1,369	1,369
要介護4	1,223	1,227	1,261	1,280	1,319	1,342
要介護5	1,146	1,172	1,142	1,124	1,083	1,077
合計	10,657	11,064	11,004	10,916	10,737	10,691



4 介護保険被保険者の状況

(1) 所得段階別第1号被保険者数の推移

(人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1段階（生活保護受給者等・市町村民税非課税世帯 注1）	13,913	13,646	13,331
第2段階（市町村民税非課税世帯 注2）	4,086	4,356	4,462
第3段階（市町村民税非課税世帯 注3）	3,620	3,516	3,824
第4段階（市町村民税課税世帯、市町村民税本人非課税者 注4）	9,051	8,870	8,551
第5段階（市町村民税課税世帯、市町村民税本人非課税者 注5）	5,586	5,826	6,055
第6段階（市町村民税本人課税者 注6）	6,930	7,347	7,701
第7段階（市町村民税本人課税者 注7）	4,603	4,723	4,780
第8段階（市町村民税本人課税者 注8）	2,741	2,887	3,028
第9段階（市町村民税本人課税者 注9）	1,190	1,312	1,381
計	51,720	52,483	53,113

※各年度10月1日現在

注1 課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人

注2 課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人

注3 課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が120万円を超える人

注4 課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人

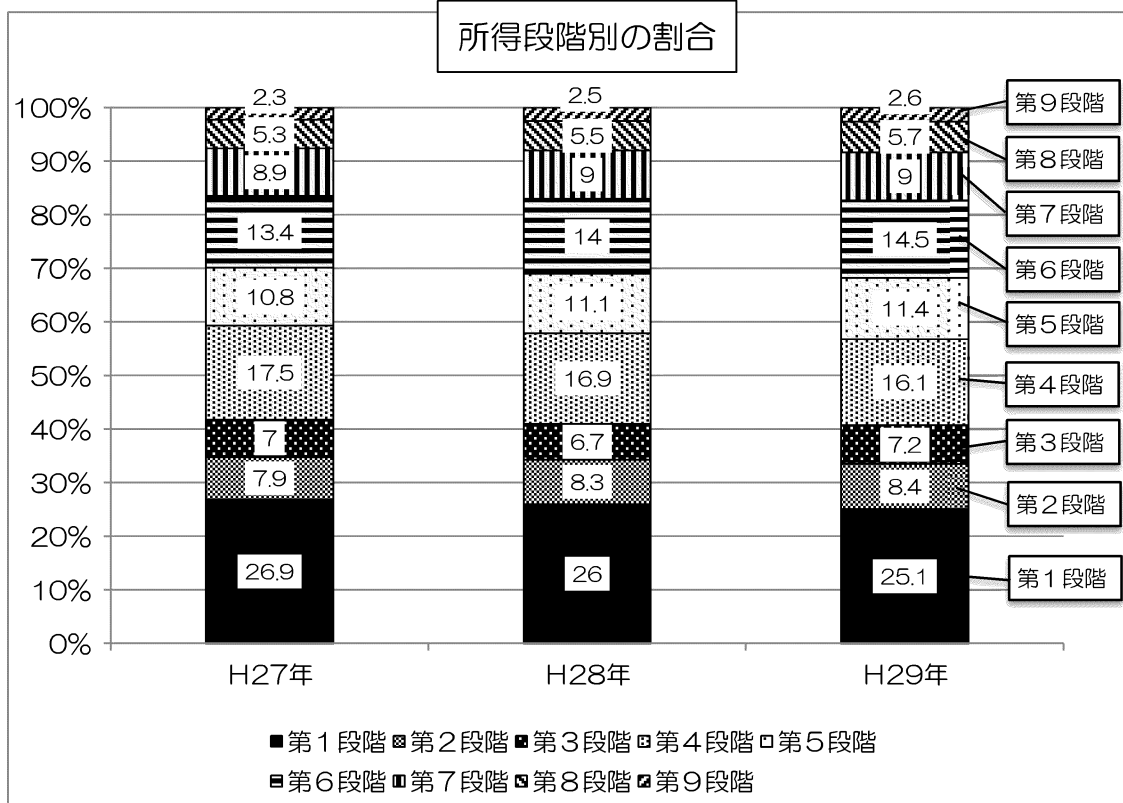
注5 本人は市町村民税非課税で上記に該当しない人

注6 合計所得金額が125万円未満の人

注7 合計所得金額が125万円以上190万円未満の人

注8 合計所得金額が190万円以上400万円未満の人

注9 合計所得金額が400万円以上の人



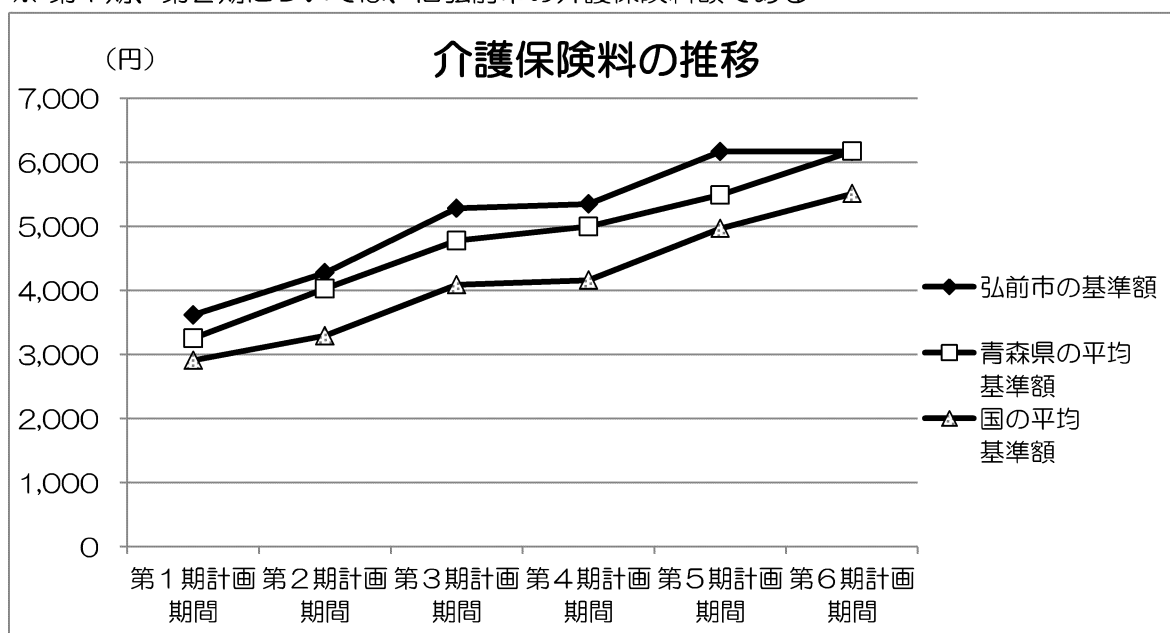
(2) 介護保険料の推移

(円)

	基準額（年額）	基準額（月額）	青森県の平均 基準額（月額）	国の平均 基準額（月額）
第1期計画期間 (H12~14)	43,410	3,618	3,256	2,911
第2期計画期間 (H15~17)	51,310	4,276	4,029	3,293
第3期計画期間 (H18~20)	63,420	5,285	4,781	4,090
第4期計画期間 (H21~23)	64,200	5,350	4,999	4,160
第5期計画期間 (H24~26)	74,040	6,170	5,491	4,972
第6期計画期間 (H27~29)	74,040	6,170	6,175	5,514

※ 基準額とは計画期間（3年）の年額保険料である

※ 第1期、第2期については、旧弘前市の介護保険料額である



(3) 保険料収納率

(%)

	特別徴収	普通徴収	合計（現年分）
平成27年度	100.06	83.93	98.42
平成28年度	100.07	85.40	98.66
平成29年度	100.07	84.67	98.61

※ 平成27・28年度は各年度決算値

※ 平成29年度は10月1日現在の見込

5 高齢者の就業状況

平成27年国勢調査では、高齢者人口51,830人のうち労働人口は14,055人で、高齢者の27.1%が就業しており、平成22年国勢調査から3.4ポイントの増加となっております。

産業別では農業における高齢者の割合が高く、全労働人口のうち45.8%が高齢者となっております。

産業分類別		全労働人口		65歳以上労働人口（全労働人口の14.8%）		
		人数 (A)	構成 割合	人数 (B)	構成 割合	業種別総数に 占める割合 (B/A)
		人	%	人	%	%
総 数		94,939	—	14,055	—	—
第1次	農業	12,489	13.2	5,720	40.7	45.8
	林業	71	0.1	12	0.1	16.9
	漁業	5	0.0	1	0.0	20.0
第2次	鉱業・採石業など	11	0.0	2	0.0	18.2
	建設業	5,861	6.2	714	5.1	12.2
	製造業	9,674	10.2	443	3.2	4.6
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	349	0.4	4	0.0	1.1
	情報通信業	725	0.8	25	0.2	3.4
	運輸業・郵便業	3,510	3.7	421	3.0	12.0
	卸売・小売業	15,401	16.2	1,365	9.7	8.9
	金融・保険業	1,835	1.9	99	0.7	5.4
	不動産業・物品賃貸業	1,014	1.1	251	1.8	24.8
	学術研究、専門・技術サービス業	1,563	1.6	202	1.4	12.9
	宿泊業・飲食サービス業	5,002	5.3	580	4.1	11.6
	生活関連サービス業・娯楽業	3,440	3.6	496	3.5	14.4
	教育・学習支援業	4,834	5.1	301	2.1	6.2
	医療・福祉	14,314	15.1	702	5.0	4.9
	複合サービス業	929	1.0	14	0.1	1.5
	サービス業（他に分類されないもの）	4,839	5.1	821	5.8	17.0
公務（他に分類されないもの）	3,496	3.7	61	0.4	1.7	

※ 平成27年国勢調査

※ 産業分類別の総数には分類不能の産業も含む

Ⅲ 第6期計画の取組状況

1 第6期計画の取組状況

○ 健康・生きがいづくりの推進

高齢者が、生き活きと生きがいを持ち自立した生活を送るうえで重要となる社会参加活動を積極的に促すため、老人クラブ活動への支援をはじめとする以下の事業を実施しました。

現状では、生きがいづくりの推進のため中心的役割を担うことが期待されている老人クラブにおいて、新規加入者が少ないことに加え、役員のみならず手不足等により会員数、クラブ数が減少傾向にあります。一方で、老人福祉センターや生きがいセンターで実施している各種生きがい教室は、個人の趣味嗜好にあった活動ができることから好評を得ており、利用者数は増加傾向にあります。

これらのデータから、ライフスタイルの変化等により、以前までのようなクラブ等の団体単位での活動から、個人の趣味や嗜好にあった活動に単独で参加する高齢者層が増加しているものと推測されます。

(1) 老人クラブ

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
クラブ数 (団体)	156	151	143
会員数 (人)	5,424	5,045	4,578

(2) 敬老大会

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
対象者数 (人)	25,701	26,197	26,621
出席者数 (人)	5,924	5,970	5,832
出席率 (%)	23.0	22.8	21.9
百歳顕彰者数 (人)	51	36	21

(3) 健康・生きがいづくり推進事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
ラージボール (人)	76	80	80
グラウンド・ゴルフ (人)	202	204	200
ペタンク (人)	63	55	60
ゲートボール (人)	58	42	60

(4) 老人福祉センター

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
年間利用者数 (人)	53,526	50,251	49,548
生きがい教室等(延人数) (人)	1,603	1,728	2,044

(5) 生きがいセンター

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
年間利用者数 (人)	12,021	11,276	11,812
生きがい教室等(延人数) (人)	4,419	4,106	4,476

(6) 交流センター等高齢者年間利用者数

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
宮川交流センター (人)	17,940	17,853	15,776
清水交流センター (人)	18,704	18,332	18,242
ワークトーク弘前 (人)	623	628	630
サンライフ弘前 (人)	24,687	26,510	26,680
千年交流センター (人)	7,846	7,846	8,296
三省地区交流センター (人)	1,572	1,643	2,044
町田地区ふれあいセンター (人)	28,928	26,342	30,202
北辰学区高杉ふれあいセンター (人)	1,748	1,425	1,112
裾野地区体育文化交流センター (人)	1,163	1,029	900
新和地区体育文化交流センター (人)	1,072	835	786
泉野多目的コミュニティ施設 (人)	589	2,421	1,674
計	104,872	104,864	106,342

(7) 岩木ふれあいセンター

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
減免年間利用者数 (人)	1,435	1,409	1,400

(8) シルバー人材センター

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
会員数 (人)	792	798	798
延就業人員 (人)	67,190	66,456	66,456
就業件数 (件)	7,204	6,755	6,755

(9) 生涯学習(高齢者教室)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
教室数 (教室)	13	13	13
教室生数 (人)	747	697	700
実施回数 (回)	207	184	200

○ 在宅福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域において、健康で自立した生活を支援するため、下記の事業を実施し、一定の成果を得ました。

特に「安心安全見守りネットワーク事業」では、実際に孤独死に繋がるようなケースを未然に防ぐなど、当市の見守り体制に大きな効果を発揮しました。また、見守り協定事業者連絡会を開催し、市及び事業者間の情報共有をすることで見守り意識の向上を図りました。

(1) 生きがい対応型デイサービス事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
利用実人員 (人)	681	687	680
延利用日数 (日)	15,894	16,483	16,160

(2) 生活支援事業（ホームヘルパーの派遣）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
利用実人員 (人)	207	205	163
延派遣時間 (時間)	11,314	10,533	9,500

(3) 緊急通報システム事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
設置台数 (台)	26	20	22
稼働台数 (台)	335	311	300
通報・相談件数（誤報除く） (件)	50	49	61

(4) ねたきり高齢者寝具丸洗いサービス事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
利用実人員 (人)	27	25	17
実施点数 (点)	71	62	43

(5) 外出支援サービス（岩木地区）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
利用実人員 (人)	37	36	36
年間利用回数 (回)	1,244	1,102	1,100

(6) ほのぼのコミュニティ21推進事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実施地区 (地区)	25	23	24
対象者人数 (人)	727	749	750
協力員数(グループ数) (人、グループ)	679(410)	709(416)	700(400)

(7) 在宅患者訪問歯科診療事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
患者数 (人)	867	933	950
年間往診回数 (回)	2,320	2,440	2,500

(8) ひとり暮らし高齢者福祉電話基本料助成事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
新規設置台数 (台)	—		
年度末稼働台数 (台)	16		

※携帯電話等の普及による固定電話の需要低下や電話加入権が不要なプランもあることから平成27年度で事業廃止。

(9) 歩行安全杖支給事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
支給本数 (本)	285	236	250

(10) 高齢者はり・きゅうマッサージ施術料助成事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
受領券交付人数 (人)	321	309	340
受領券交付枚数 (枚)	1,515	1,426	1,570
受領券助成枚数 (枚)	876	871	950

(11) ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	
一般	利用実人員 (人)	23	26	21
	延件数 (件)	76	61	69
介護	利用実人員 (人)	105	85	83
	延件数 (件)	327	270	271

(12) 在宅高齢者短期入所事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
利用実人員 (人)	5	11	10
延利用件数 (件)	6	11	16
延利用日数 (日)	47	75	75

(13) 福祉バス運営事業 (相馬地区)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
延べ利用回数 (回)	51	57	56
延べ利用者数 (人)	1,289	1,358	1,386

(14) 安心安全見守りネットワーク事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
通報があった件数 (件)	42	44	60
協定事業所数 (事業所)	44	47	50

(15) ボランティア活動の状況 (除雪支援事業)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
対象世帯数 (世帯)	1,021	1,019	1,100
ボランティア数 (人)	1,426	1,346	1,300
延実施回数 (回)	7,432	11,359	14,000

(16) 地域支援事業 (任意事業)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
家族介護慰労金支給事業 (件)	1	1	3
住宅改修理由書作成支援事業 (件)	22	31	40
高齢者世話付住宅等生活援助員派遣事業 (件)	192	221	238

○ 施設福祉の充実（介護保険施設以外）

近年、在宅での生活に不安を抱える高齢者が多く、養護老人ホーム等の「在宅生活が難しい高齢者が入所する施設」に対する入所・相談事務が増加傾向にあります。

（１）入所・入居施設

（単位：か所、人）

施設名	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
	か所	定員	か所	定員	か所	定員
養護老人ホーム	1	120	1	120	1	120
養護盲老人ホーム	1	70	1	70	1	70
軽費老人ホーム	1	50	1	50	1	50
ケアハウス	3	90	3	90	3	90
生活支援ハウス	3	48	3	48	3	48

（２）高齢者世話付住宅

（単位：戸）

施設名	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
緑ヶ丘団地	36	36	36
城西2丁目団地	36	36	36
城西5丁目団地	14	14	14
桜ヶ丘団地	62	62	62
青葉団地		29	46

（３）旧高齢者向け優良賃貸住宅

（単位：戸）

施設名	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
りんごの樹	24	24	24
ベルメゾンいわき	20	20	20

※上記、旧高齢者向け優良賃貸住宅はサービス付き高齢者向け住宅として再登録している。

(4) 有料老人ホーム等

(単位：か所、人)

施設名	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
	か所	定員	か所	定員	か所	定員
有料老人ホーム	55	1,768	58	1,834	59	1,851
サービス付き高齢者 向け住宅	24	561	27	597	26	585

(5) 高齢者世話付住宅等生活援助員配置事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
生活援助員数 (人)	7	8	8
入居世帯数 (世帯)	188	210	221
サービス実施件数 (件)	28,873	30,740	31,000
シルバーハウス等利用件数 (件)	9,353	9,892	10,200

※(2)及び(3)の住宅に対し、生活援助員を配置するもの。

○ 地域包括ケアの推進

地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を担う地域包括支援センターは、7つの日常生活圏域ごとにそれぞれ1か所設置されています。また、住民の利便性を考慮してその協力機関である16か所の在宅介護支援センターと連携しながら高齢者の相談や見守りをしており、相談件数は増加傾向にあります。

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
介護予防ケアマネジメント数 (件)	523	556	600

※ 平成29年度からは介護予防・日常生活支援総合事業の実施のため積算方法が異なる。

(2) 総合相談支援、権利擁護事業における延相談件数等

相談内容		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
①来所・電話等による相談 (件)		3,647	3,349	4,024
内容 (複数)	介護保険その他福祉サービスに関する事 こと	4,076	3,624	4,240
	権利擁護 (成年後見制度) に関する事 こと	119	143	117
	高齢者虐待に関する事 こと	43	37	79
②訪問による相談 (件)		5,490	5,024	6,023
内容	高齢者実態把握	1,728	1,705	1,924
	二次予防対象者	620	633	1,920
	支援を要する高齢者	3,142	2,686	2,179
合計 (①+②)		9,137	8,373	10,047

(3) 地域ケア会議活用促進事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
弘前市地域包括支援センター支援連携会議 (回)	2	1	1

○ 介護予防等の推進

一次予防事業としては、市民全般に介護予防の啓発を図るため、保健センターや地区集会所等を会場とした健康教室に加え、ヒロロを活用しながら幅広く事業展開しています。運動を中心とした事業の見直しを行い、内容の充実を図っています。

二次予防事業については、平成23年度から要介護等の認定がない高齢者に基本チェックリストを郵送し、対象者を把握しておりましたが、平成27年度より基本チェックリストの実施希望者のみへの送付となりました。

また、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が開始したことにより、一次予防事業と二次予防事業は総合事業へ移行となりました。

（１）一次予防事業

事業名	平成27年度		平成28年度		平成29年度(見込)	
	実施回数(回)	延参加人数(人)	実施回数(回)	延参加人数(人)	実施回数(回)	延参加人数(人)
健康講座	107	5,311	124	1,923	総合事業へ移行	
いきいき健幸塾	7	109				
からだスッキリ実践講座			30	1,095		
高齢者健康トレーニング教室	517	2,934	4,924	20,178		

（２）二次予防事業

ア 通所型介護予防事業

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
	参加者数(人)	参加者数(人)	参加者数(人)
運動器の機能向上	89	149	総合事業へ移行
栄養改善	1	1	
口腔機能の向上	17	9	

イ 訪問型介護予防事業

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
	参加者数(人)	参加者数(人)	参加者数(人)
閉じこもり予防・支援	0	1	総合事業へ移行
認知症予防・支援	2	3	
うつ予防・支援	1	2	

○ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が開始となりました。

介護予防・生活支援サービス事業として①訪問介護（従来の予防訪問介護相当）、②通所介護（従来の予防通所介護相当）、③通所型サービスC（短期集中予防サービス）、④介護予防ケアマネジメントを実施、一般介護予防事業として、①高齢者健康トレーニング教室、②高齢者ふれあい居場所づくり事業費補助金等を実施しております。

（1）介護予防・生活支援サービス事業

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
	延利用人数（人）	延利用人数（人）	延利用人数（人）
訪問介護相当			4,072
通所介護相当			8,410
通所型サービスC			5,080
介護予防ケアマネジメント			2,710

（2）一般介護予防事業

ア 介護予防普及啓発事業

事業名	平成27年度		平成28年度		平成29年度（見込）	
	実施回数（回）	延参加人数（人）	実施回数（回）	延参加人数（人）	実施回数（回）	延参加人数（人）
健康講座					100	1,700
からだスッキリ実践講座					30	1,500
高齢者健康トレーニング教室					5,832	29,100

イ 地域介護予防活動支援事業

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
	実施箇所	実施箇所	実施箇所
高齢者ふれあいの居場所づくり			5

○ 認知症対策の推進

認知症の人の社会参加や生きがいづくりを支援するために、平成27年度に各地域包括支援センターへ認知症地域支援推進員を配置しました。

認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成は平成24年度から開始しており、年々養成数は増加していますが今後、さらに認知症の人の増加が見込まれることから、認知症サポーターを多数養成する必要があります。

また、成年後見制度利用支援事業は認知症などで判断能力が十分でない高齢者が成年後見制度を利用する際に必要となる申し立てにかかる費用や成年後見人等への報酬を支払うことが困難な場合、その費用の全部または一部を助成しています。事業開始から9年が経過し、制度の周知が図られてきたこともあり、利用件数は増加しています。

(1) キャラバン・メイト養成研修事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
キャラバン・メイト数 (人)	22	23	17

(2) 認知症サポーター養成講座

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
講座開催数 (回)	66	61	60
サポーター養成数 (人)	1,528	1,860	1,600
延サポーター数 (人)	3,532	5,392	6,992

(3) 成年後見制度利用支援事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
利用件数 (件)	11	15	20

○ 介護保険事業の円滑な運営

(1) ケアプラン点検の実施

自立支援に資するケアプランであるかをチェック、指導する事により、ケアマネジャー自身の気づきを促し、給付の適正化を図りました。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
点検件数 (回)	204	221	200
うち給付費が減額となった件数 (件)	146	141	
うち給付費が増額となった件数 (件)	58	80	

(2) ケアマネジャー研修会の実施

市からの情報提供や、他事業所に勤務するケアマネジャーとの意見交換の場を提供するため、ケアマネジャー研修会を開催しました。

また、ケアマネジャー研修会のうち1～2回をケアプラン作成研修会とし、外部より講師を招へいし、ケアプランの自己点検法等、適正なケアプラン作成方法を学ぶことで、ケアマネジャー個々の質の向上に努めました。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実施回数数 (回)	5 (2)	5 (2)	4 (1)
参加人数 (人)	618 (125)	709 (191)	473 (113)

※ () 内はケアプラン作成研修会の数

(3) 介護相談員派遣等事業

介護保険施設に介護相談員を派遣し、介護サービス利用者等の疑問、不満、苦情等の解決を図るとともに、介護サービスの質の向上を図りました。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実施施設数 (施設)	14	15	15
訪問回数 (回)	183	199	216
面接者数 (人)	1,121	1,003	1,000
相談件数(橋渡件数) (件)	29	24	20

2 介護保険事業の実施状況

(1) 保険給付費の推移

(千円)

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	第6期合計 (見込)
介護給付費計		15,105,405	14,923,751	15,686,116	45,715,272
居宅サービス費		8,294,425	8,019,804	8,558,163	24,872,392
地域密着型サービス費		2,109,652	2,338,053	2,516,400	6,964,105
施設サービス費		4,701,328	4,565,894	4,611,553	13,878,775
介護予防給付費計		838,189	859,844	584,758	2,282,791
介護予防サービス費		830,509	852,381	571,220	2,254,110
地域密着型介護予防サービス費		7,680	7,463	13,538	28,681
特定入所者介護(予防)サービス費		683,856	666,748	673,416	2,024,020
高額介護(予防)サービス費		408,287	417,755	421,931	1,247,973
高額医療合算介護(予防)サービス費		45,639	47,705	48,182	141,526
審査支払手数料		19,380	19,345	19,538	58,263
保険給付費合計		17,100,756	16,935,148	17,433,941	51,469,845
第6期事業計画値		17,671,183	17,869,544	17,499,292	53,040,019
対計画比		96.8%	94.8%	99.6%	97.0%

(分析と評価)

当市における要介護認定者数は、平成29年3月31日現在10,676人で、第1号被保険者に対する要介護認定率は20.26%となっており、平成28年度においては青森県平均の18.9%と比較して高い状況です。

また、要介護認定者数における要介護度別構成比を見ると、平成29年月末では要支援1・2及び要介護1、いわゆる軽度の認定者数が約47.0%となっており、比較的介護度の軽い方の利用が過半数近くを占めている状況であり、県内10市の中では1番高い割合となっております。

介護給付費は、第1号被保険者の増加に加え、有料老人ホームや通所介護事業所が増加したこともあり、右肩上がり推移してきましたが、第6期介護保険事業計画においては、給付費適正化事業の効果が現れ、給付費の増加が抑えられている状況です。

サービス別に見ると、居宅サービスでは特に目立って増加したサービスはありませんが、平成29年度において大規模な短期入所施設が2か所開設したことから、今後大きく増加する事が見込まれます。

施設サービスについては、第4期計画以降、施設整備を行っていないため利用者数はほぼ横ばいで推移しています。

また、要支援者に係る介護予防給付費は、平成29年度より、訪問介護と通所介護が総合事業に移行した事から介護保険としては給付費が減少しておりますが、軽度者の認定率が非常に高いことから、要支援サービスと総合事業サービスとの合計は伸びている傾向にあります。

今後、高齢化が急激に進行し、保険給付費が大幅に増加する可能性があるため、介護給付費適正化に取り組み、不適切なサービス提供や、過剰なサービス提供の見直しを進めています。

(2) 居宅サービス利用状況

ア 訪問介護

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用回数 (回)	1,117,835	1,095,035	1,163,940	1,105,747	1,175,579	1,138,817
実利用者数 (人)	3,810	3,784	3,699	3,816	3,392	3,106
利用者比率 (%)	35.0	34.7	34.3	35.4	31.8	29.1

※利用者比率は、実利用者数を年度末認定者数で割ったもの。

イ 訪問入浴介護

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用回数 (回)	6,128	6,042	6,479	6,111	6,544	6,346
実利用者数 (人)	90	90	95	89	95	90
利用者比率 (%)	0.8	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8

ウ 訪問看護

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用回数 (回)	61,258	68,244	58,473	68,847	59,058	70,776
実利用者数 (人)	659	766	582	762	588	768
利用者比率 (%)	6.1	7.0	5.4	7.1	5.5	7.2

エ 訪問リハビリテーション

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用回数 (回)	8,872	4,772	10,934	5,114	11,043	5,559
実利用者数 (人)	63	32	73	33	74	35
利用者比率 (%)	0.6	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3

オ 通所介護（デイサービス）及び通所リハビリテーション（デイケア）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用回数 (回)	301,682	324,668	274,673	334,599	277,419	348,835
デイサービス (回)	230,766	247,069	206,030	254,057	208,090	264,702
デイケア (回)	70,916	77,599	68,643	80,542	69,329	84,133
実利用者数 (人)	4,905	4,907	4,599	5,248	4,058	3,925
デイサービス (人)	3,648	3,603	3,387	3,837	2,834	2,587
デイケア (人)	1,257	1,304	1,212	1,411	1,224	1,338
利用者比率 (%)	45.0	45.1	42.7	48.7	38.0	36.8
1人当たり週利用回数 (回)	1.2	1.3	1.1	1.2	1.3	1.7
デイサービス (回)	1.2	1.3	1.2	1.3	1.4	2.0
デイケア (回)	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2
1日当たり利用者数 (人)	829	892	755	919	762	958
デイサービス (人)	634	679	566	698	572	727
デイケア (人)	195	213	189	221	190	231

※1人当たり週利用回数は、年間利用回数を1週間単位に換算し、実利用者数で割ったもの。

カ 短期入所生活介護及び短期入所療養介護

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用回数 (回)	115,892	121,947	122,745	125,411	158,899	128,414
短期入所生活介護 (回)	112,716	116,445	120,436	119,998	156,567	122,962
短期入所療養介護 (回)	3,176	5,502	2,309	5,413	2,332	5,452
実利用者数 (人)	537	538	568	541	736	535
短期入所生活介護 (人)	508	495	543	499	711	493
短期入所療養介護 (人)	29	43	25	42	25	42
利用者比率 (%)	4.9	4.9	5.3	5.0	6.9	5.0
1人当たり年間利用回数 (回)	216	227	216	232	216	240
短期入所生活介護 (回)	222	235	222	240	220	249
短期入所療養介護 (回)	110	128	92	129	93	130

※1人当たり年間利用回数は、年間利用回数を実利用者数で割ったもの。

キ 居宅療養管理指導

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用回数 (回)	10,915	—	11,479	—	11,594	—
実利用者数 (人)	529	432	544	434	549	442
利用者比率 (%)	4.9	4.0	5.1	4.0	5.1	4.1
1人当たり年間利用回数 (回)	20.6	—	21.1	—	21.1	—

ク 福祉用具貸与

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用実人員 (人)	2,638	2,551	2,729	2,607	2,756	2,674
利用者比率 (%)	24.2	23.4	25.3	24.2	25.8	25.0
年間利用件数 (件)	908,795	—	942,399	—	951,823	—

ケ 特定施設入居者生活介護

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用実人員 (人)	68	69	67	69	72	69
利用者比率 (%)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6

コ 福祉用具購入

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用実人員 (人)	513	—	486	—	491	—
利用者比率 (%)	4.7	—	4.5	—	4.6	—
年間利用件数 (件)	614	720	538	744	637	744
腰掛便座 (件)	245	—	210	—	250	—
特殊尿器 (件)	0	—	4	—	5	—
入浴用補助具 (件)	369	—	322	—	380	—
簡易浴槽 (件)	0	—	2	—	1	—
移動用リフトのつり具 (件)	0	—	0	—	1	—

サ 住宅改修

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用実人員 (人)	492	—	377	—	380	—
利用者比率 (%)	4.5	—	3.5	—	3.6	—
年間利用件数 (件)	603	552	491	588	602	576
手すりの取り付け (件)	413	—	351	—	420	—
段差の解消 (件)	133	—	86	—	120	—
床又は通路面の材料の変更 (件)	28	—	13	—	23	—
引き戸への扉の取り換え (件)	29	—	30	—	33	—
洋式便器等への便器の取り換え (件)	0	—	11	—	6	—

(3) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

ア 認知症対応型通所介護

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用回数 (回)	12,037	14,577	11,694	14,159	11,811	14,018
年間利用実人員 (人)	107	109	103	106	104	105
利用者比率 (%)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

イ 小規模多機能型居宅介護

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用実人員 (人)	-	-	-	-	132	175
利用者比率 (%)	-	-	-	-	1.2	1.6

ウ 認知症対応型共同生活介護

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用実人員 (人)	697	691	701	692	708	692
利用者比率 (%)	6.4	6.3	6.5	6.4	6.6	6.5

エ 地域密着型通所介護

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用回数 (回)	-	-	28,152	-	28,434	-
年間利用実人員 (人)	-	-	314	-	320	-
利用者比率 (%)	-	-	2.9	-	3.0	-

(4) 施設サービス

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
介護保険施設入所者数合計 (人)	1,534	1,542	1,507	1,543	1,622	1,528
利用者比率 (%)	14.1	14.2	14.0	14.3	15.2	14.3
介護老人福祉施設入所者数 (人)	676	662	666	662	673	663
利用者比率 (%)	6.2	6.1	6.2	6.1	6.3	6.2
介護老人保健施設入所者数 (人)	838	857	822	858	830	842
利用者比率 (%)	7.7	7.9	7.6	8.0	7.8	7.9
介護療養型医療施設入所者数 (人)	20	23	19	23	20	23
利用者比率 (%)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2

IV 第7期計画における基本目標

1 基本目標

高齢者が生きがいを持ち、地域で生き活きと安心して健康に暮らせるまち

弘前市の最上位計画である「弘前市経営計画」においては、20年後の将来都市像（めざす姿）を「子どもたちの笑顔あるふれるまち弘前」と定めています。

この将来都市像を実現するための地域づくりとして、「ひとづくり」「くらしづくり」「まちづくり」「なりわいづくり」の4つの観点それぞれに理念・目標を掲げており、その中で高齢者福祉等に係る「くらしづくり」においては、「郷土の豊かな歴史や伝統・文化に囲まれ生き活きと安心して暮らせるまち」をめざす姿としております。

第7期計画では、第6期計画で構築した地域ケア体制をさらに深化・推進させることで、高齢者が住み慣れた地域での在宅医療と介護の一体的な提供の支援、地域住民主体の助け合いによる生活支援体制の取り組みや、今後、増え続ける認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けた取り組みと併せ、自立支援介護の推進による重度化予防等を更に展開するとともに、介護が必要となった方々に対し、適切なサービスが提供されるよう支援いたします。

また、高齢者がスポーツや生涯学習、趣味活動を通じて社会参加に積極的になれるよう支援するとともに、地域社会で孤立することなく、生きがいを持って生活することができるよう、介護保険以外の高齢者の健康・生きがいづくりの推進を図ります。

このほか、平成30年度に策定する当市の地域福祉計画との調和を図り、地域共生社会の実現に向けた施策に取り組んでまいります。

2 主な施策の方向

① 介護予防と自立支援介護の推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年問題を背景に、要介護者や認知症高齢者の増加と生産者人口の減少問題に対応し、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で不安のない、充実した生活が送れるようにするため、自立支援・介護予防を積極的に推進します。

高齢者の自立支援に向けて取り組む事業者への支援、自立支援の基本ケア、事業者や利用者、その家族の意識啓発、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような通いの場や出番づくりなどの事業を実施し、高齢者が要介護状態にならない、または遅らせるように支援します。

② 地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を安心して生活が続けられるように、地域包括ケアの中核的な役割を担っている地域包括支援センターの体制強化、在宅医療と介護の連携の推進、認知症の人やその家族への支援の充実など地域包括ケアシステムの構築、充実に向け関係機関と連携して進めます。

また、ひとり暮らし高齢者等の孤立死を防ぎ、急病や災害等の緊急時に対応できる安心安全に暮らすことのできる地域社会をめざし、地域住民、ライフライン事業者等による重層的な見守り体制の構築を進めます。

③ 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域社会で、介護を必要としない生き活きと生きがいを持ち自立した生活を送るためには、スポーツや生涯学習、趣味活動などを通じて積極的に社会参加することが重要です。そのために、社会参加・生きがいづくり活動を積極的に支援するとともに、老人クラブ活動の支援や老人福祉センター、生きがいセンター等におけるサークル活動の活性化を図ります。

また、高齢者の生きがい対策として、シルバー人材センター等の積極的な活用の啓発やボランティア活動等への支援を強化していきます。

④ 認知症対策の推進

認知症に対する正しい知識の普及啓発のための取り組みの充実や認知症の人の早期発見・早期対応のための体制である認知症初期集中支援チームの適切な運営に努めるとともに、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを推進していきます。

⑤ 在宅福祉の充実

高齢者の多くが住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいることから、在宅生活の支援をすることにより、高齢者の健康で自立した生活の継続や状態の改善、介護者等の負担軽減が図れるよう努めます。

⑥ 施設福祉の充実（介護施設以外）

高齢者福祉施設には、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス等ありますが、特に養護老人ホームに関しては、低所得の入所希望者が増えており、また、高齢者虐待の対応において重要な役割を果たしていることから、今後も適切な入所措置を実施します。

併せて、高齢者世話付住宅等における生活支援を継続し、入所・入居希望者への民間の有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅などをはじめとする高齢者のための住宅の情報提供に努めていきます。

⑦ 介護保険の円滑な運営

介護サービスの利用量の適正化と質の向上を図り、また介護相談体制を引き続き継続することにより、介護保険制度の適正な運営と介護が必要となった高齢者の尊厳を保ち、その有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう支援します。

⑧ その他高齢者への支援

災害時の避難に支援が必要となる要支援者の対策を強化します。

V 市の具体的施策

1 介護予防と自立支援介護の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

平成29年4月より移行した総合事業では、従来の「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」に相当するサービスに加え、弘前市独自の新たなサービスも実施しました。

第7期では、協議体及び生活支援コーディネーターを配置済みである第1層（市全域）に加え、より地域に近い第2層（生活圏域等）に配置し、地域の課題解決や地域の支え合い体制づくりを推進するため、多様なサービスの創出や供給体制の実現を図ります。

①第7期で継続して実施するサービス

(ア)「訪問型サービス」

従来の介護予防訪問介護サービスに相当するサービスを引き続き実施します。

(イ)「通所型サービス」

従来の介護予防通所介護サービスに相当するサービスを引き続き実施します。

(ウ) 通所型サービスC

従来の通所型介護予防事業を、3か月～6か月の短期間で生活機能を改善するための運動器の機能向上プログラムとして引き続き実施します。なお、自立支援のための効果的な通所型サービスCのあり方や方向性を第7期で検討します。

②これまでの取組や新たなサービスについて

これまで取り組んできた、生きがい対応型デイサービスや生活支援サービス等の事業については、実績や効果を踏まえた上で総合事業への移行を図ります。

また、その他の新たな取組やサービスについては、第1層や第2層の協議体等で地域の課題やニーズを把握・検討し、多様な主体と協働しながら高齢者福祉の充実を図ります。

③介護予防ケアマネジメント

要支援者及び事業対象者の自立支援を目的として、心身の状況や置かれている環境に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか、一般介護予防事業や市の施策、民間企業等により実施される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

(2) 自立支援・介護予防等の推進

弘前市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書において、当市の平成28年11月現在の要介護等認定率は20.1%で、内訳は要介護認定者が12.5%、要支援認定者は7.6%となっています。

また要介護認定を受けていない一般高齢者は79.9%で、その内訳は、元気高齢者が3.1%、旧一次予防事業対象者が26.3%、要援護者が50.5%となっており、一般高齢者の中に要介護となるリスクの高い高齢者が相当程度存在しています。

①自立支援介護推進事業

一般高齢者が要介護状態にならないように、または遅らせるようにすることを目的に、更には、要介護認定を受けた人の介護度の改善や重度化予防を目的に、本人の家族、事業者を対象に各種施策をパッケージで実施し、自立支援介護への取組を支援します。

(ア) 要介護度改善支援奨励事業

介護保険施設に入所している被保険者又は通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護を利用している被保険者の要介護状態の軽減が図られた場合に、軽減に至るサービスの質を評価し、改善の段階に応じて奨励金を交付することにより、当該事業所職員の意欲向上と職員の処遇改善を図り、質の高い介護サービスが継続して提供されることを推進します。

(イ) 介護機器導入事業費補助事業

介護事業者の要介護度改善に対する取組を支援するため、介護保険施設を中心に専用機器の購入費等に係る経費を補助します。

(ウ) 自立支援介護研修会

認知症の重度化予防や症状の改善を目指し、自立支援介護の基本ケアを実践する介護保険施設や家族向けの実践講習認知症あんしん塾)を開催します。

(エ) パワーリハビリテーション協議会補助事業

パワーリハビリテーションに取り組む事業者で組織する協議会による研修会や事業者間での知識や技術の共有など、スキルアップや効果の検証等の自主的な取組に対し支援し、自立支援介護の取組を推進します。

②介護予防事業

高齢者が、地域の中で出来るだけ介護に頼らず自立した生活を送れるように、また、介護が必要な状態となった場合にも、心身の機能を維持・改善しながら生きがいや役割、居場所を持ち、生き生きと生活できる地域の実現を目指し、次の事業を実施します。

(ア) 在宅患者訪問歯科診療事業

歯科医師が在宅のねたきり高齢者、身体障がい者等を訪問し、歯科診療や口腔衛生指導を行い、対象者の健康保持を図ります。

(イ) 介護予防普及啓発事業

地域での介護予防に関する活動の担い手として、ひろさき健康増進リーダー会などの組織と連携し、地域に密着した活動を展開しながら介護予防の普及啓発活動を行います。

(ウ) 高齢者健康トレーニング教室

高齢者の健康寿命をできるだけ伸ばし要介護状態にならないよう、専用のトレーニングマシンを使用したトレーニング教室を開催します。また、地域の公民館へ出張して特別教室等を行い、介護予防や健康増進を図ります。

(エ) 高齢者ふれあいの居場所づくり事業

地域の公民館や集会所、個人宅を利用し、人々の交流を目的とした高齢者の居場所づくりを支援することにより、高齢者の社会参加を促し、地域における支え合い活動の推進を図ります。

(オ) 生きがい対応型デイサービス事業

介護保険適用外で介護予防が必要な高齢者に対し、通所による日常動作訓練等のサービスを提供することにより、心身機能の維持・改善を図ります。

※今後「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行を図ります。

2 地域包括ケアの推進

人口減少や高齢化が進展する中、平成 37 年（2025 年）には、いわゆる「団塊の世代」が全て 75 歳以上となる超高齢社会を迎えることとなります。こうした人口構造の変化がもたらす地域の支える力の低下に対応し、住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を継続できるように「介護」、「予防」、「医療」、「生活支援サービス」、「住まい」の 5 つを利用者のニーズに応じて継続的に提供できる体制である地域包括ケアシステムの構築が課題となっています。

当市の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書では、要介護認定を受けていない一般高齢者世帯の構成は、単身高齢者世帯が 17.1%、高齢者夫婦二人暮らし世帯が 29%、夫婦二人暮らし世帯（配偶者が 65 歳未満）が 5%、子供との 2 世帯が 23.8%、その他の世帯が 22.9%となっており、高齢者のいる世帯に占める高齢者のみの世帯の割合は約 5 割となっています。

また同調査結果から、要介護認定を受けていない一般高齢者の中に要介護となるリスクの高い高齢者である要援護者が 50.5%を占め、支援を必要とする世帯・高齢者は今後も増加が見込まれています。

（1）地域包括支援センターの体制強化

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるように、介護予防、総合相談支援、権利擁護など適切に支援していくことが求められています。

市では、地域包括ケアの中心的な役割を担う地域包括支援センターを市内 7 か所に設置し、また地域の住民の利便性を考慮し、身近なところで相談を受けつけ、地域包括支援センターにつなぐための役割として 16 か所の在宅介護支援センターを窓口として設けています。

今後地域包括支援センターが果たす役割は増加していくことものと思われ、また国は機能強化を求めており、運営体制の強化が必要です。

（2）在宅医療・介護の連携推進

平成 37 年（2025 年）にいわゆる「団塊の世代」が全て 75 歳以上となる超高齢社会の到来が控えており、今後医療を必要とする要介護者、認知症高齢者の増加など、医療・介護ニーズの増大が見込まれています。

住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を継続できる地域包括ケアシステムを構築するための課題として、医師をはじめとした多職種連携体制の構築、24 時間切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築など在宅医療と介護の円滑な連携体制の構築が求められています。

市では在宅医療において中心的な役割を担っている弘前市医師会に在宅医療・介護連携推進のための事業を委託して、体制構築を図っていくこととしています。

(3) 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムを構築するうえで、地域課題の把握、地域づくり、政策形成を行う機能を有する地域ケア会議が重要な役割を担うものであることから、適切に地域ケア会議を運営していくために、地域包括支援センターに対して運営、課題抽出、課題解決などに対する支援が必要と考えています。

また、市が主催する市の全体的課題に対応するための地域ケア会議を開催することとしています。

(4) 生活支援の充実・地域づくり

今後支援が特に必要となる単身高齢者及び高齢者夫婦二人暮らし世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえて、地域住民の力を活用した生活支援等のサービスを充実させ、高齢者の引きこもり防止、また社会参加に向けた地域における支え合い体制づくりが求められています。

市では、地域における支え合い体制づくりのために、国の生活支援体制整備事業により生活支援コーディネーターを設置し、地域の支え合い体制づくりを進めることとしています。

(5) 安心安全見守りネットワーク事業

一人暮らし高齢者等の見守りネットワーク体制を作り、異常の早期発見により孤立死を未然に防ぎ、地域を見守ります。

(6) ほのぼのコミュニティ21推進事業

住民ボランティアの協力により、在宅のひとり暮らし高齢者や障がい者等を定期的に訪問し、孤独感の解消、精神的ふれあいの促進を図りながら、安否確認等を行います。

3 高齢者の社会参加・生きがいつくり

人口減少や高齢化の進行など様々な問題を抱える中、高齢者が年齢にとらわれることなく、地域の中で生きがいと役割、居場所を持ちながら、生き生きとした生活を送るとともに、出来るだけ介護に頼らない自立した生活をしていくために、生きがいつくり活動は必要不可欠なものとして、益々その重要性が増してきています。

また、高齢化の進展により、元気で活発に行動する高齢者が増加しており、趣味嗜好の多様化やライフスタイルも変化していることから、それらを踏まえ、状況にあった支援が求められています。

市では、今後とも、高齢者が持つ知識や経験を活かした社会参加活動やスポーツ・レクリエーション・趣味活動による生きがいつくりを積極的に支援していくほか、働くことで生きがいを感じる高齢者も多数いることから、高齢者の就労等についての支援も強化していくため、次の取り組みを実施していきます。

(1) 老人クラブへの支援

老人クラブは地域に根付いた自主的な組織であり、清掃活動、文化・スポーツ活動、地域ボランティア活動など、様々な分野で活動しています。

近年、会員の高齢化などによりクラブ数及び会員数とも減少傾向にあります。今後、2025年問題など高齢化がさらに深刻になる中で、地域における老人クラブの役割は、一層重要になってくると考えられます。

このことから、老人クラブの活動が暮らしを豊かにするだけでなく、地域に貢献できるよう、引き続き側面から支援していきます。

○クラブ数と会員数（平成29年4月1日現在）

単位老人クラブ数	143クラブ
会員数	4,578人
組織率	7.1%

組織率：60歳以上人口（65,527人）に占める会員数の割合

○老人クラブの主な活動内容

活動名	活動内容
社会奉仕活動	<ul style="list-style-type: none"> ●清掃奉仕：道路・河川・公園等の清掃（草刈り） ●募金協力 ●廃品回収：空缶、空きビン回収 ●友愛訪問：ねたきり高齢者等への見舞い訪問 ●世代間等交流：子供会、婦人会、敬老会など ●各種施設の慰問 ●児童や生徒の登下校時の見守り活動 ●地域美化運動：花壇の管理、植樹（花）
教養講座開催	<ul style="list-style-type: none"> ●健康教育講座：認知症、健康管理、老人健康食、応急処置の仕方 ●交通安全教育 ●社会問題等教育講座 ●生きがい講座：短歌、俳句、書道、絵画等 ●郷土文化の伝承：歴史、民謡、民芸等 ●文化施設等見学：美術館、博物館、史跡、名勝等
健康増進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ大会の開催及び参加：ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、軽スポーツ等 ●ニュースポーツ講習会等への参加等 ●体操、ダンス、踊り等への参加

（２）敬老大会（敬老事業）

敬老大会は市民の間に広く高齢者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すために開催されています。

近年、大会の対象者である75歳以上の市民がより参加しやすいように町会単位の開催が増えています。大会の運営側も高齢化していることなど、様々な課題があります。市としては、地域住民が負担を感じることなく長寿を祝えるよう、発展的な行事のあり方を検討していきます。

(3) 健康・生きがいづくり推進事業

冬場に高齢者の健康保持、生きがいづくり、交流等のため4つのスポーツ大会を行います。

(4) 老人福祉センター、生きがいセンター等の利活用の推進

65歳以上の市民は、健康増進、教養の向上、レクリエーション、生きがいづくり等の場として、老人福祉センター、生きがいセンター、交流センターを無料で利用できます。今後も、高齢者が安心して活動できる場として機能するよう配慮しながら、これらの施設における生きがい教室やサークル活動への参加を推進します。

また、岩木ふれあいセンターにおける岩木地区等の老人クラブに対する利用料減免の事業も継続します。

(5) 高齢者への就労支援

少子高齢化が深刻になる中で、労働人口の減少は大きな問題となっている一方、市のニーズ調査では、「収入のある仕事に従事すること」で生きがいを感じる高齢者が67.6%と高い割合を占めています。このことから、就業やボランティアを希望する元気な高齢者が、今後の社会を支える新たな存在として期待されており、市では高齢者が働ける環境づくりと維持に努めていきます。

① シルバー人材センターへの支援

高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を生かし働くことは、心身の健康を保つために重要であり、高齢者が生きがいを持って働くことができる環境を確保することが重要です。

公益社会法人シルバー人材センターは、就業を希望する高齢者に対し、その意欲と能力に応じた就業の機会を確保し組織的に提供することなどで、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図ります。市では引き続きその活動を支援していきます。

② シニア世代元気活躍ポイント事業の実施

本格的な就労は困難でも、可能な範囲で社会参加・地域貢献したいという元気な意欲のある60歳以上の市民を対象に、介護施設等でのボランティア活動に対してポイントを付与し、ポイントを商品券等に交換することで、高齢者の生きがいの醸成と心身の健康維持を通じて、介護予防と地域福祉の向上を図ります。

(7) その他の生きがい対策の推進

① 生涯学習の推進

公民館との連携により、高齢者の社会参加や生きがいづくりのための多様な学習機会の提供に努めます。

<p>高齢者教養講座等の開設</p>	<p>※概ね 60 歳以上の高齢者を対象に一般教養、趣味等の講座を開催</p> <p>○中央公民館主催の高齢者教室（ベテランズセミナー） 平成 28 年度 13 回開催 教室生 110 人（男 28 人、女 82 人）</p> <p>○地区公民館主催の高齢者教室（12 教室） 平成 28 年度 184 回開催 教室生 587 人（男 137 人、女 450 人）</p>
--------------------	--

② 高齢者の公共施設無料利用制度の継続

65 歳以上の市民が文化活動やスポーツ活動等に参加しやすくなり、社会参加の促進、健康・生きがいづくりの推進に役立つように、引き続き継続実施します。

③ その他

各種団体が主催する事業等への積極的な参加を呼びかけ、その推進を図ります。

区分	事業内容
健康づくり推進	健康講座（弘前市老人クラブ連合会主催）
高齢者等の作品展	弘前市総合福祉作品展 （弘前市社会福祉協議会主催）
高齢者スポーツ大会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●ゲートボール大会、グラウンド・ゴルフ大会 （弘前市老人クラブ連合会主催） ●ふれあい高齢者スポーツ親善大会 （弘前市社会福祉協議会主催） ●ふれあい高齢者軽スポーツ研修事業 （弘前市社会福祉協議会主催）
レクリエーションの開催	芸能発表大会 （弘前市老人クラブ連合会主催）

4 認知症対策の推進

全国の認知症高齢者数は平成24年（2012年）の厚生労働省推計で約462万人（高齢者人口の約15%）と予想されており、平成37年（2025年）には約700万人、65歳以上高齢者の約5人に一人に達すると見込まれています。

当市の認知症高齢者数は約7,400人と推計され今後も認知症の人の増加が見込まれており、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気と言えることから、認知症の人や家族に対する様々な支援が求められています。

（1）認知症の理解のための普及・啓発活動の推進

認知症は身近な病気となりつつあり、個人、家庭、職場、地域社会において認知症への正しい理解を深めることが、認知症の人や家族が地域社会の中で普段と変わらずに生活していくために重要となります。

市では、地域や職場において認知症の人と家族をさり気なく見守り支える認知症サポーターの養成に積極的に取り組みます。また、認知症の人を発見した時に適切に対応できるように、各地域において徘徊模擬訓練を開催し、認知症の人やその家族が安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

（2）早期診断・早期対応のための支援体制整備

医療・介護の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及び家族を訪問し必要な医療や介護の初期支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームを設置します。同時に初期集中支援が適切に行われるように関係機関・団体で構成される認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置します。

（3）医療・介護等の適切な連携推進

当市における認知症に係る医療・介護サービスの標準的な流れを示した認知症ケアパスを作成し、認知症の人や家族、医療・介護関係者等で共有され、適切に切れ目なくサービスが提供されるように活用を推進します。

また、認知症の人やその家族への相談支援を行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、医療・介護の適切な連携が図れるようにします。

（4）認知症の人の介護者への支援

認知症の人や家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェや認知症の人と家族のつどいの取り組みを推進します。

また、認知症の人の家族向け介護教室や認知症症状の改善、重度化予防のケアの実践塾を開催し、認知症の人や家族の精神的身体的負担の軽減に取り組みます。

(5) 健康講座

各地区において、認知症予防の講座を開催します。

(6) 成年後見制度の利用をはじめとする権利擁護（虐待防止を含む）の促進

判断能力が不十分な認知症の人を法的に支援する「成年後見制度」利用促進のために、制度の周知を図ります。

併せて、成年後見人等の需要の増大に対するため、市民後見人の育成を進めていきます。

5 在宅福祉サービス等の充実

(1) 在宅福祉サービス

平成30年度からの在宅福祉サービスの提供を以下のように計画しています。

① 生活支援事業

生活支援の必要な高齢者に対しホームヘルパーを派遣することにより、要介護等状態への進行を防止します。また、平成30年4月から介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスへの移行を検討します。

② 緊急通報システム事業

緊急通報装置を貸与することにより緊急時に早急に対応することで、ひとり暮らし高齢者等の不安を解消します。

③ ねたきり高齢者寝具丸洗いサービス事業

在宅ねたきり高齢者の寝具類を年1回無料で洗濯・乾燥・殺菌・消毒することにより、快適な生活を維持します。

④ 外出支援サービス（岩木地区）

高齢や障がいのため歩行が不自由な人を対象に、自宅と医療機関等との間を移送用車両で送迎することにより、地域での在宅生活を維持します。

⑤ 健康・生きがいつくり推進事業

冬場に高齢者の健康保持、生きがいつくり、交流等のため4つのスポーツ大会を行います。

⑥ 歩行安全杖支給事業

歩行に杖が必要な65歳以上の高齢者に対して、杖を支給し歩行時の安全を確保します。

⑦ 高齢者はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業

高齢者がはり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき、料金の一部を助成して、高齢者の負担を軽減します。

⑧ ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業

紙おむつを支給することにより、在宅のねたきり高齢者等の保健衛生を保ち、対象者の属する世帯の経済的負担を軽減します。

⑨ 在宅高齢者短期入所事業

家族の病気や冠婚葬祭等のため、同居している高齢者の世話ができない場合、1週間をめぐりに高齢者を養護老人ホームへ短期入所させて家族の負担を軽減します。

⑩ 福祉バス運営事業（相馬地区）

老人クラブや社会福祉協議会などの福祉関係団体にバスを貸し出し、団体の活動を促進します。

(2) ボランティア等の活動の支援、連携推進

高齢者の福祉施策の推進は、行政だけで支えるものではなく、地域住民の支え合いが不可欠であり、ボランティアの果たす役割が大きくなっています。このことから、ボランティア活動への積極的な参加の促進が今後さらに重要になると考えられます。

ひとり暮らし高齢者等の除雪困難者を支援する弘前市社会福祉協議会の除雪支援事業の経費の一部を助成し、地域におけるボランティアによる除雪活動と引き続き連携を強化します。また、地元学生ボランティアとの連携も引き続き強化します。

市が市民参画センター内に開設している「ボランティア支援センター」では、職員が市民のボランティアに関する様々な相談に対応するとともに、情報提供やコーディネートを行っています。また、ボランティア交流まつり、ほっと・ぼらんていあ、1日体験ボランティアなど、ボランティア活動の普及と活動者相互の交流を図っています。

その他、社会福祉協議会や老人クラブにおいても各種ボランティア活動を行っています。

6 施設福祉サービス等の充実（介護施設以外）

(1) 入所・入居施設

施設入所を希望する高齢者やその家族に対して、『高齢者介護保健福祉ガイドブック』等で適切かつ多様な施設等の情報提供に努めます。

① 養護老人ホーム

養護老人ホームは、比較的自立した、おおむね65歳以上の高齢者が入所できる施設で、家庭環境や経済的理由により居宅での生活が困難な人を、市が入所措置する施設です。

② 軽費老人ホーム（A型）

軽費老人ホームは、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な60歳以上の人が高額な料金で入所でき、日常生活上必要なサービスを受けることができる施設です。

③ ケアハウス

ケアハウスは、身体機能の低下や高齢により独立して生活するには不安が認められる60歳以上の人が入所でき、生活相談や入浴、食事等のサービスを受けるとともに、虚弱化が進行した場合は介護保険サービス等の利用により対応します。

④ 生活支援ハウス

生活支援ハウスは、60歳以上のひとり暮らしの者や夫婦のみの世帯に属する者、または家族による援助を受けることが困難な者で、身体機能の低下や高齢により独立して生活することに不安のある者が低料金で入居できる施設です。

(2) 健康・生きがいづくりのための施設

① 老人福祉センター

老人福祉センターは、65歳以上の高齢者に対し、健康増進・趣味や教養講座の開催、レクリエーション等の場を提供する施設です。

② その他健康・生きがいづくり等のための施設

弘前市生きがいセンター及び岩木保健福祉センターの福祉センター部分は、高齢者間の交流等を目的とした施設で、健康増進や趣味、教養の向上、レクリエーションの場等を提供しています。

(3) 高齢者住宅における生活支援や情報提供

① 高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）等における生活支援の継続

高齢者世話付き住宅とは、手すりの取り付けや段差解消など、バリアフリー化された公営の住宅です。緑ヶ丘、城西二丁目、城西五丁目、桜ヶ丘、青葉の5か所の市営住宅の1階に、高齢者世話付き住宅の入居者に向け、シルバーハウス（高齢者生活相談所）を設置しています。

市では、これらに生活援助員（LSA）を配置し、生活指導、安否確認、緊急時における連絡などを行い高齢者の生活を支援します。

また、市内に旧高齢者向け優良住宅として建設された「りんごの樹」と「ベルメゾンいわき」についても、引き続き生活援助員を配置することとし、高齢者の生活指導や安否確認を行います。

② 民間主導で設置されている住宅等の情報提供

ア 有料老人ホーム

有料老人ホームは、入居の高齢者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事または健康管理を提供する施設です。平成18年の老人福祉法の改正で人数要件が廃止され、それまで単に高齢者を入居対象とした住宅で食事の提供などを行っていたものなどが有料老人ホームに切り替わり、施設数が大幅に増加しました。施設の開設については、届出制であるため、都道府県が定める要件等を満たす場合は設置に至るものであり、全国的に施設数は増加しています。

現在市内にある有料老人ホーム（平成29年9月現在58か所、入所定員1,834人）は、いずれも「住宅型」で、介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながらホームの居室での生活を継続することが可能です。

イ サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、1戸当たりの床面積が原則25㎡以上でバリアフリー構造を持ち、日中は専門職員が常駐し入居者に安否確認と生活相談を行うことが義務付けられました。入居者が体調を崩した場合、職員が地域の介護、医療サービスに橋渡しをします。

都道府県では基準を満たした住宅をサービス付き高齢者向け住宅として登録し、一般に情報提供します。有料老人ホームも基準を満たせば、サービス付き高齢者向け住宅の登録ができます。

国は同住宅を整備する事業者に補助を出し普及を図ることから、今後同住宅の増加はこれまで同様続く傾向にあります。

※有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、家庭での介護が困難になり、有料老人ホーム等への入居も一つの選択肢として検討する高齢者やその家族がいることを踏まえ、県が公表する有料老人ホーム等の設置情報を常に把握し、市民からの問い合わせに対し情報提供できる体制を強化します。

7 介護保険事業の円滑な運営

(1) 介護サービス相談体制の強化

介護保険サービスに関する苦情は、市町村または国民健康保険団体連合会が窓口となり対応しますが、これはトラブルが起きた際の事後処理が中心となっています。

市では、介護サービス利用者等の疑問や不満などを聞き取り、苦情となる前に解決を図るとともに、介護サービスの質の向上を図るため、介護相談員派遣等事業を実施しました。

介護相談員派遣等事業により、介護保険施設のサービスの質の向上については一定の効果を上げているところですが、市内の入所施設全てにおいて実施されていないことから、引き続き未実施施設への介護相談員派遣に向けての周知等に取り組みます。

(2) 介護給付費適正化の推進

当市は、全国平均より高い高齢化率で推移し、特に介護を必要とする割合の高い75歳以上の後期高齢者が平成21年度から高齢者全体の半数以上を占めています。介護サービス利用者の増加に伴い介護給付費が増大しており、必要なサービスが提供されるためには、介護保険財政の健全性の確保と制度の安定運営に努めることが必要です。介護保険制度を維持し、要介護認定者に対し真に必要なサービスを提供するために介護給付費適正化事業を引き続き実施します。

① 要介護認定の適正化

居宅介護支援事業者に委託している更新認定申請の際、ケアプランを担当している事業所とは別の事業所に調査委託することにより、適正な認定となるよう努めます。また、更新認定申請の一部を市が認定調査します。

② ケアプラン点検

事業所から居宅サービス計画を提出してもらい、専門の点検員が自立支援に資する適切なケアプランとなっているか点検、指導します。

③ 住宅改修等の点検

申請者宅の施工前後の状況を、訪問調査により確認します。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検（算定期間や回数等を確認）や、医療給付情報と介護給付情報の突合作業を青森県国保連合会に委託し、不適切な請求をチェックします。また、青森県国保連合会から提供される、認定調査状況と利用サービス不一致情報を活用し、事業所に対し適切なサービスの提供を指導します。

⑤ ケアマネジャー研修会等の開催

当市からの情報提供や、他事業所に勤務するケアマネジャーとの意見交換の場を提供するため、ケアマネジャー研修会を開催し、ケアマネジャー個々の資質向上を図ります。

また、ケアマネジャー研修会のうち1～2回をケアプラン作成に特化した研修会とし、外部から講師を迎え、自立支援に向けたケアプラン作成方法を学ぶことで、給付費の適正化を目指します。

8 その他高齢者への支援

(1) 災害への対策

弘前市地域防災計画を基本に、災害発生時の安否確認や避難指示を想定し、平常時からの見守り体制の整備、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等関係者との連携を進めてまいります。

① 災害発生時における民生委員等との連携

市内の高齢者は年々増加し、高齢者のみで生活する世帯も多く、災害発生時の高齢者に対する支援の必要性が高まっています。

民生委員・児童委員（26地区379人※平成29年8月末現在）は、町会を基準とした担当区域内で、高齢者等の見守り活動を行っています。災害発生時には、民生委員自身と家族の安全確保を前提に、見守り対象者の安否を確認します。また、町会や自主防災組織が主となり、避難誘導等の避難支援活動を行います。

また、市内7か所に設置している地域包括支援センターにおいても、高齢者の災害時の見守り活動を行っています。

② 避難行動要支援者名簿の作成

市では、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で、迅速な避難を確保するため特に支援を必要とする高齢者等を「避難行動要支援者」として事前に把握し、災害時による緊急時の避難支援や安否の確認などを実施するための「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

この名簿は、対象となる本人の同意により、平常時から避難支援等関係者（消防・警察・民生委員・自主防災組織等）に情報提供することとしています。

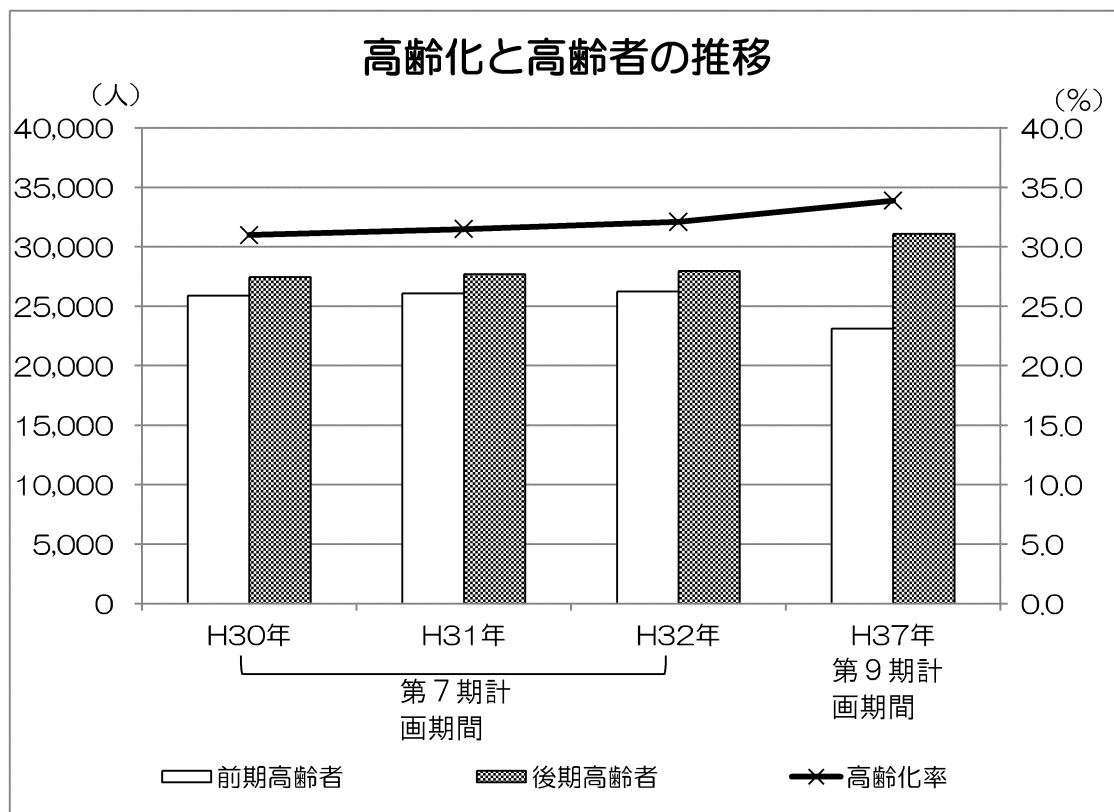
Ⅵ 弘前市の将来推計

1 人口と高齢化の将来推計

総人口は減少傾向にありますが、高齢化は依然として増加し、平成29年度には高齢化率が30%を超え、今後も伸び続ける見込みです。平成37年には高齢者の約3人に1人で、うち約6割が75歳以上の後期高齢者と見込まれ、今後の高齢者に対する健康づくりや自立支援の更なる強化が課題となっております。

区分	第7期計画期間			第9期計画期間
	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	172,455	170,803	169,120	160,045
高齢者人口	53,381	53,792	54,207	54,241
前期高齢者	25,903	26,075	26,247	23,132
構成比	48.5	48.5	48.4	42.6
後期高齢者	27,478	27,717	27,960	31,109
構成比	51.5	51.5	51.6	57.4
高齢化率	31.0	31.5	32.1	33.9

出典：厚生労働省が提供したデータを基に弘前市が推計（各年10月1日現在）



2 要介護認定者数の推移

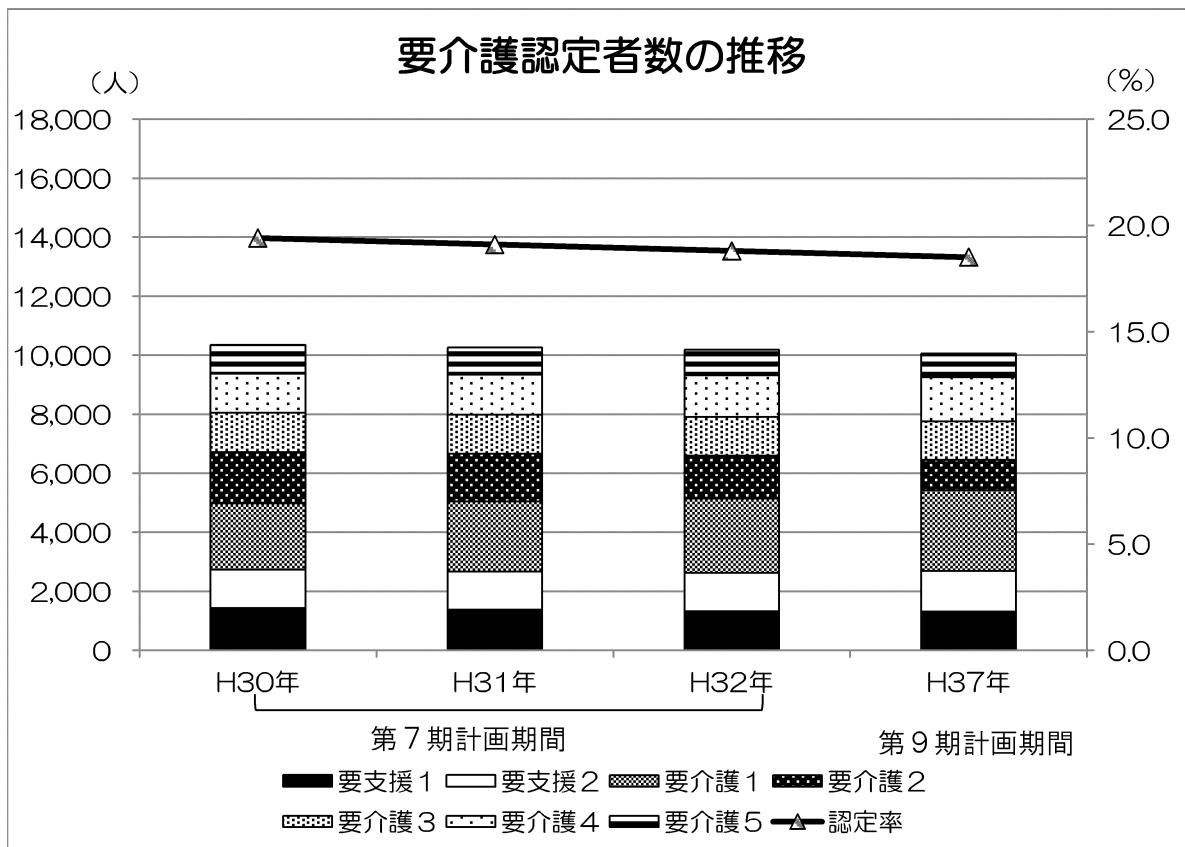
高齢化は引き続き進展していますが、第6期計画期間では、要介護認定者数、認定率共に減少しています。第7期計画期間においても、健康・生きがいづくりや介護予防事業等の施策を展開することにより健康な高齢者が増え、認定率は減少する見込みとなっています。

また、市では更なる健康増進を図るため、健康づくりサポーターの活用、自立支援事業、介護予防事業などを重点的に取り組むこととします。

(人、%)

区分	第7期計画期間			第9期計画期間
	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
認定者数	10,565	10,478	10,394	10,278
うち前期高齢者	1,183	1,153	1,148	776
構成比	11.2	11.0	11.0	7.6
うち後期高齢者	9,173	9,121	9,043	9,284
構成比	86.8	87.0	87.0	90.3
うち第2号被保険者	209	204	203	218
構成比	2.0	1.9	2.0	2.1
認定率(第1号被保険者)	19.4	19.1	18.8	18.5

※弘前市推計(各年9月末時点)



3 介護保険第1号被保険者の推計

○所得段階の見直し

所得段階につきましては現在見直しを検討しています。

4 介護サービス量の推計

① 介護サービスの各サービス種類ごとの量の見込みとその考え方

第6期計画の実績では、各介護サービスは一時的に減少し、その後は徐々に増加していく傾向にあります。自立支援介護推進事業、介護予防事業などの効果により、おおむね計画値内となっています。第7期計画においても各介護サービス増加が見込まれますが、引き続き自立支援及び介護予防を推進し、市民の健康に努め、高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう支援します。

また、中重度の要介護者が在宅生活を継続できる支援や介護者の就労継続見込みの向上に向けて必要となるサービスの整備を行います。

ア 施設サービス

中重度の要介護状態であっても、在宅生活の継続や介護者の就労継続を支え、医療ニーズへも対応できる地域密着型サービスである「看護小規模多機能型居宅介護」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備を見込み在宅生活の支援を行って行くことから、広域型施設の介護老人福祉施設などの新たな施設整備は見込まないこととします。

イ 居宅サービス

居宅サービスでは、医療と介護が連携しサービスを24時間体制で提供することにより、在宅生活の継続や介護者の不安の軽減が期待できる地域密着型サービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」事業所の整備を行うとともに、「看護小規模多機能型居宅介護」事業所の整備を行います。また、引き続き、健康づくりや自立支援等の施策を重点的に実施することを考慮してサービス量を見込みます。

【介護予防サービス】

(回、日、人)

1. 予防居宅サービス		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防訪問介護	人数	0	0	0	0
予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
予防訪問看護	回数	153	158	168	221
	人数	30	29	29	29
予防訪問リハビリテーション	回数	21	21	21	21
	利用人数	3	3	3	3
予防居宅療養管理指導	利用人数	15	15	15	15
予防通所介護	利用人数	0	0	0	0
予防通所リハビリテーション	利用人数	440	441	442	442
予防短期入所生活介護	日数	45	45	45	45
	利用人数	3	3	3	1
予防短期療養介護	日数	0	0	0	0
	利用人数	0	0	0	0
予防特定施設入居者生活介護	利用人数	5	5	5	3
予防福祉用具貸与	利用人数	324	324	324	324
予防特定福祉用具販売	利用人数	8	8	8	8
予防住宅改修	利用人数	8	8	8	8
介護予防支援	利用人数	1,817	1,817	1,817	1,817

【介護サービス】

(回、日、人)

居宅サービス		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	回数	107,362	111,404	116,124	129,780
	利用人数	2,664	2,640	2,617	2,416
訪問入浴介護	回数	620	613	606	892
	利用人数	100	99	98	98
訪問看護	回数	5,434	5,628	5,774	8,854
	利用人数	492	459	427	446
訪問リハビリテーション	回数	819	808	808	770
	利用人数	68	67	67	63
居宅療養管理指導	利用人数	432	428	427	408
通所介護	回数	18,174	18,881	19,441	20,838
	利用人数	2,045	2,068	2,080	2,010
通所リハビリテーション	回数	5,358	5,345	5,304	4,994
	利用人数	659	658	653	615
短期入所生活介護	日数	11,482	11,817	11,731	12,291
	利用人数	558	571	567	538
短期療養介護	日数	169	169	169	152
	利用人数	24	24	24	22
特定施設入居者生活介護	利用人数	69	69	69	92
福祉用具貸与	利用人数	2,338	2,287	2,249	2,097
特定福祉用具販売	利用人数	29	29	29	26
住宅改修	利用人数	18	18	18	17
居宅介護支援	利用人数	4,961	4,908	4,823	4,329
施設サービス					
老人福祉施設	利用人数	667	667	667	712
老人保健施設	利用人数	809	809	809	759
介護療養型医療施設	利用人数	8	5	5	0

② 日常生活圏域ごとの地域密着型介護（予防）サービスの将来推計

市内、7か所の日常生活圏域において、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）及び地域密着型通所介護は整備されています。

また、第6期事業計画期間中には「小規模多機能型居宅介護」を各日常生活圏域に1か所整備（第一圏域は平成30年度中に事業開始予定）しています。

ア 地域密着型サービス

在宅介護実態調査を実施し、中重度の要介護者が在宅生活を継続できるための支援や介護者の就労継続に向けて必要となるサービス・支援について分析したところ、訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせて利用することが効果的との結果となりました。また、訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせて利用している方の場合、施設入所等を検討していないとの回答も多い傾向にありました。

さらに、多頻度の訪問系サービスを利用しているケースでは、介護者の不安が軽減される傾向にありました。

このことから、中重度の要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労継続につながる支援や医療ニーズの高い要介護者に対応するため「看護小規模多機能型居宅介護事業所」や訪問介護・看護の包括的サービスの拠点となる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の整備を行います。

なお、その他の地域密着型サービスの整備は見込まないものとしませんが、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に伴い、小規模多機能型居宅介護事業所が無い圏域が生じた場合には、小規模多機能型居宅介護事業所を公募により整備することとします。

○ 看護小規模多機能型居宅介護サービスの設置

介護サービスのニーズの多様化と医療ニーズの高い利用者に対応するため、「通所」「宿泊」「訪問介護」に加え看護師による「訪問看護」を組み合わせることで、医療と介護を複合的に行うサービスを提供する「看護小規模多機能型居宅介護サービス」を市内7か所の日常生活圏域に設置いたします。

なお、設置に当たっては公募による選定を行い、各圏域に1施設を目標とします。

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの設置

高齢者が可能な限り在宅で自立した生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを看護師などとも連携し、介護と看護の一体的なサービスを提供する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を1事業所を設置いたします。

なお、設置に当たっては公募により選定します。

○ 地域密着型サービス

（単位：回、人）

日常生活圏域ごとの利用見込			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
第一圏域	認知症対応型通所介護	回数	46	46	45	44
		利用人数	4	4	4	4
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	16	16	16	16
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	158	158	158	175
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	0	0	14	14
	地域密着型通所介護	回数	385	382	379	360
利用人数		52	52	51	48	
第二圏域	認知症対応型通所介護	回数	184	184	182	175
		利用人数	18	18	17	16
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	13	13	13	13
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	62	62	62	68
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	0	0	14	14
	地域密着型通所介護	回数	433	430	426	405
利用人数		59	58	58	54	

日常生活圏域ごとの利用見込			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
第三圏域	認知症対応型通所介護	回数	77	77	76	73
		利用人数	7	7	7	7
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	16	16	16	16
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	56	56	56	62
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	0	0	14	14
	地域密着型通所介護	回数	135	134	133	126
利用人数		18	18	18	17	
東部圏域	認知症対応型通所介護	回数	260	260	257	247
		利用人数	25	25	25	23
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	13	13	13	13
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	141	141	141	156
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	0	0	14	14
	地域密着型通所介護	回数	625	622	615	584
利用人数		85	84	83	78	
西部圏域	認知症対応型通所介護	回数	92	92	91	87
		利用人数	9	9	9	8
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	10	10	10	10
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	53	53	53	58
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	0	0	14	14
	地域密着型通所介護	回数	240	239	237	225
利用人数		33	32	32	30	
南部圏域	認知症対応型通所介護	回数	138	138	136	131
		利用人数	13	13	13	12
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	16	16	16	16
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	141	141	141	156
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	0	0	14	14
	地域密着型通所介護	回数	519	516	511	485
利用人数		70	70	69	65	
北部圏域	認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	13	13	13	13
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	79	79	79	88
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	0	0	14	14
	地域密着型通所介護	回数	0	0	0	0
利用人数		0	0	0	0	
合計	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用人数	0	0	20	20
	認知症対応型通所介護	回数	797	797	787	757
		利用人数	76	76	75	70
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	97	97	97	97
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	690	690	690	763
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	0	0	98	98
	地域密着型通所介護	回数	2,337	2,323	2,301	2,185
		利用人数	317	314	311	292

○介護予防地域密着型サービス

(単位：回、人)

日常生活圏域ごとの利用見込		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
第一圏域	介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数	3	3	3	3
	介護予防認知症対応型共同生活介護	利用人数	4	4	4	14
第二圏域	介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数	2	2	2	2
	介護予防認知症対応型共同生活介護	利用人数	1	1	1	6
第三圏域	介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	利用人数	1	1	1	5
東部圏域	介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数	2	2	2	2
	介護予防認知症対応型共同生活介護	利用人数	3	3	3	13
西部圏域	介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数	2	2	2	2
	介護予防認知症対応型共同生活介護	利用人数	1	1	1	5
南部圏域	介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数	3	3	3	3
	介護予防認知症対応型共同生活介護	利用人数	3	3	3	13
北部圏域	介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数	2	2	2	2
	介護予防認知症対応型共同生活介護	利用人数	2	2	2	7
合計	介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数	14	14	14	14
	介護予防認知症対応型共同生活介護	利用人数	15	15	15	63

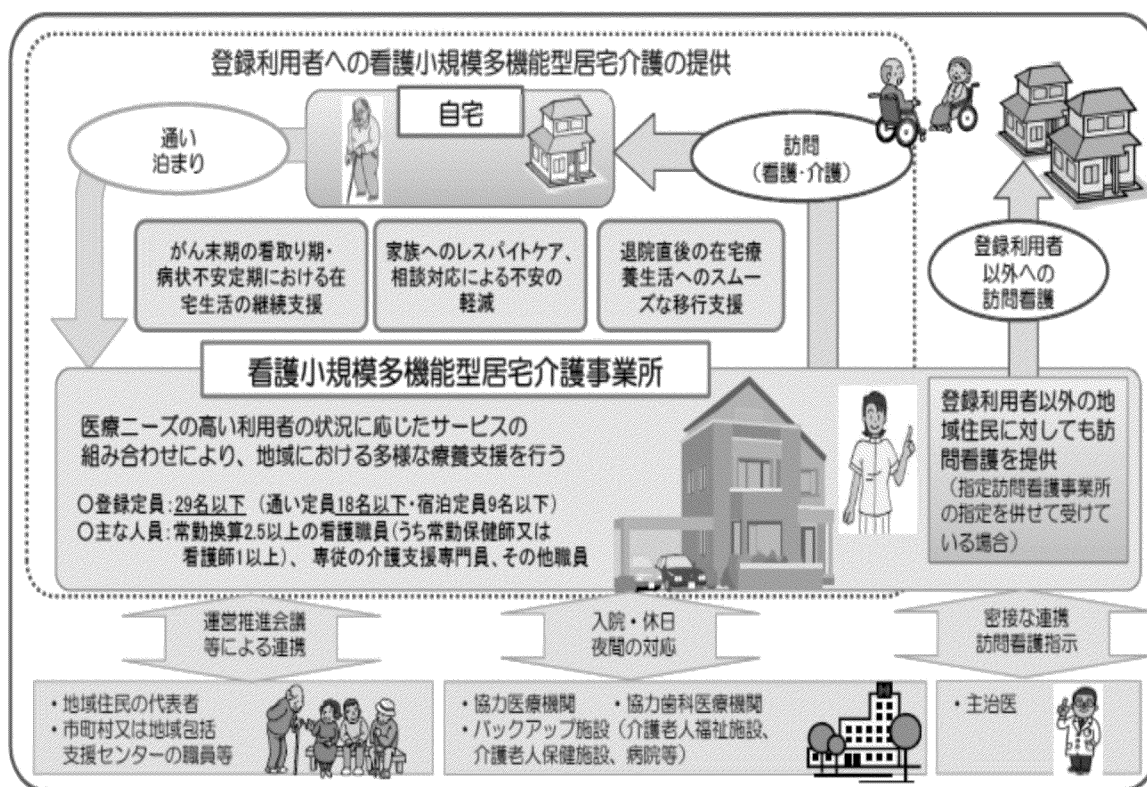
5 看護小規模多機能型居宅介護の設置

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」も組み合わせることで、医療ニーズの高い利用者へも支援ができる看護小規模多機能型居宅介護を設置し、利用者のニーズに対応します。

○看護小規模多機能型居宅介護とは

家庭的な環境と地域住民との交流のもと、医療ニーズの高い利用者の状況に応じて「通所」「宿泊」「訪問介護」「訪問看護」を組み合わせ、可能な限り自立した日常生活を送ることが出来るよう支援を行います。

- ・夜間・深夜を通じてサービスを受けることができます。
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることができます。
- ・定期的な訪問だけではなく、必要なときに随時サービスを受けることができます。
- ・当市に在住のかたのみが利用できます。



出典：厚生労働省 看護小規模多機能型居宅介護の概要より

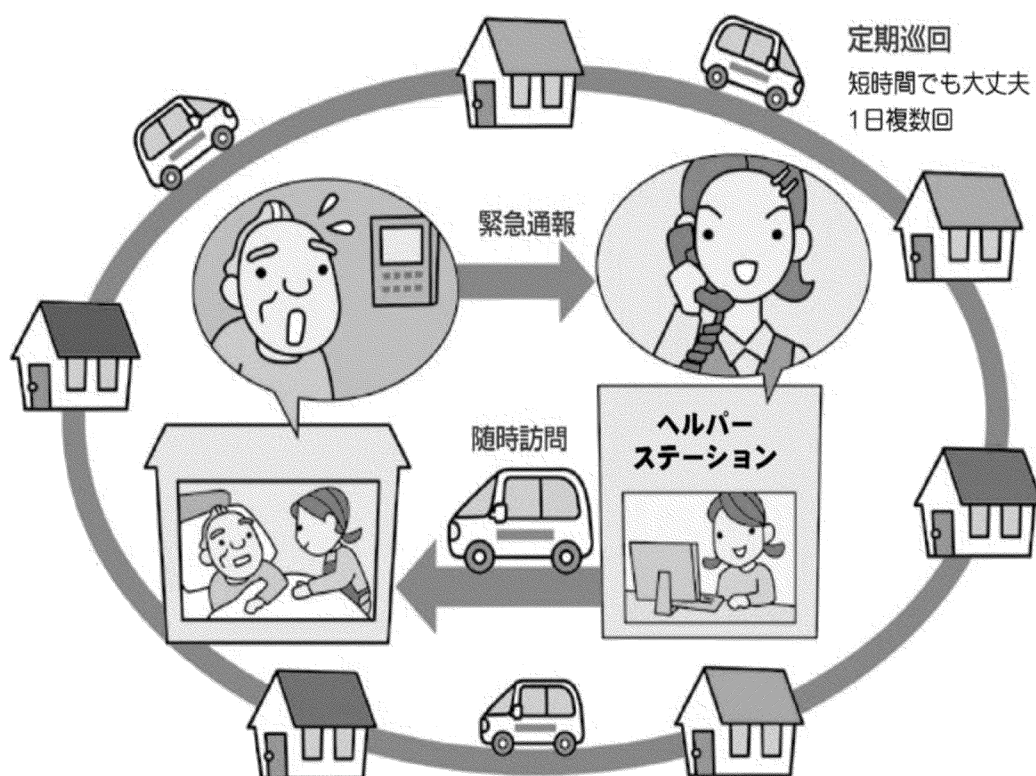
6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の設置

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、日中・夜間を通じて医療ニーズが高い高齢者に対して訪問介護と訪問看護の両方の必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に支援できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護を設置し、利用者のニーズに対応します。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは

利用者が日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うことで、利用者が住み慣れた地域で安心して日常生活を継続出来るよう支援を行います。

- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることができます。
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることができます。
- ・定期的な訪問だけでなく、必要なときに随時サービスを受けることができます。
- ・当市に在住のかたのみが利用できます。



出典：一般財団法人 24時間在宅ケア 定期巡回・随時対応サービスのポイントより

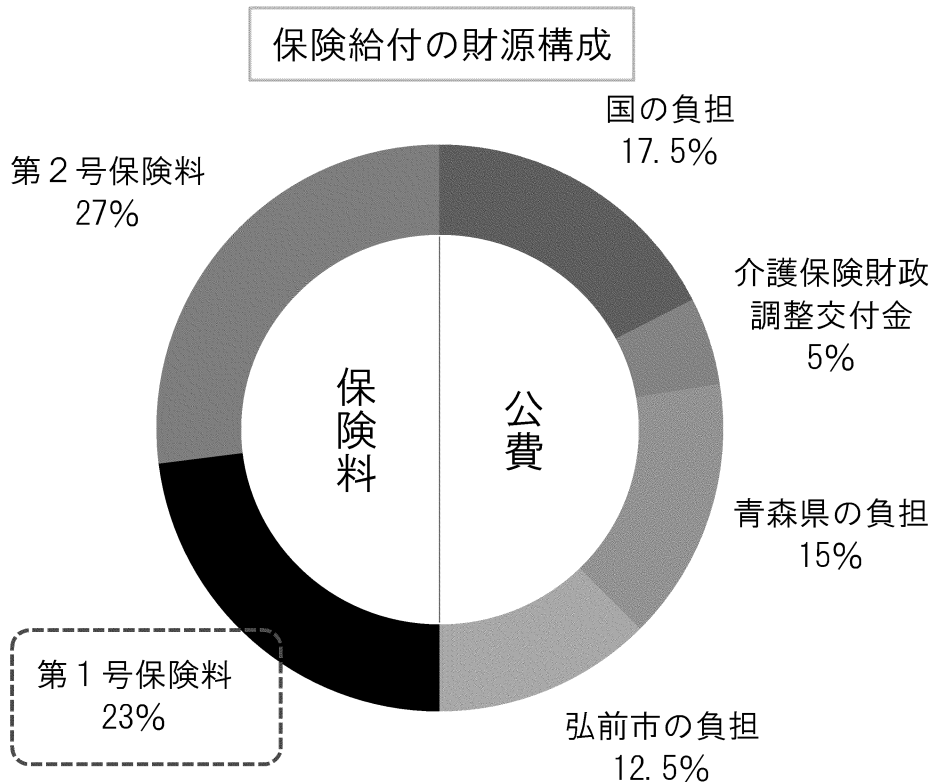
I. 保険料の算定方法について

1 第1号被保険者保険料の算定

(1) 介護保険制度の財源

介護サービスを利用した場合、利用者の負担は1割又は2割となっていますが、残りの9割又は8割は加入者の保険料と国、県、市の負担金を財源としており、介護事業者に「保険給付」として支給されています。

なお、第1号被保険者の負担割合は第6期計画期間は22%でしたが、高齢者数が増加したことに伴い、第7期計画期間では23%に増加することとなりました。



(2) 介護保険料の算出方法と流れ

① 介護保険料の算出方法

第1号被保険者の保険料推計については、本市の介護サービス利用量見込みを基に介護サービス費を計算し、さらに地域支援事業や市町村特別給付等にかかる費用を加えて介護保険料でまかなうべき費用を算出します。続いて、保険料の収納率を加味した保険料収納必要額を算出し、その額を所得段階に合わせた第1号被保険者数で割ることによって1人あたりの保険料を決定します。

$$\boxed{\text{弘前市の基準額}} = \frac{\boxed{\text{弘前市で介護保険給付にかかる費用}} \times \boxed{\text{65歳以上のかたの負担分(23\%)}}{\boxed{\text{弘前市の65歳以上の人数}}}$$

Ⅱ. 第7期介護保険料の試算

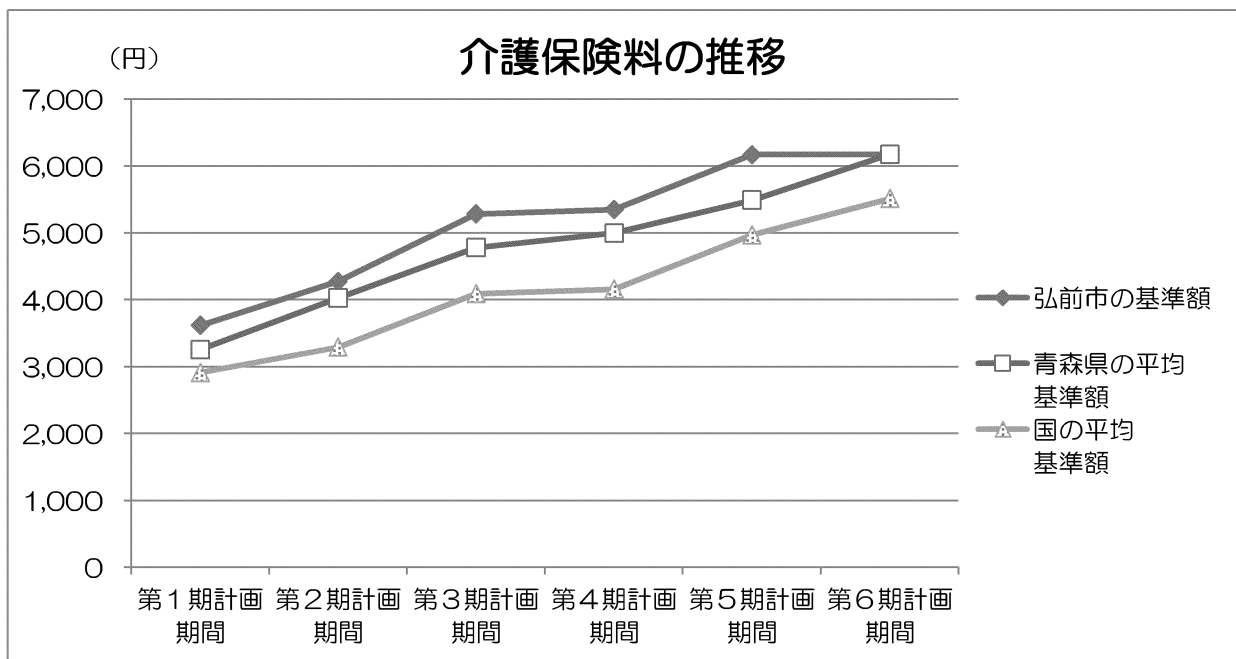
1. 第6期計画における介護保険料基準月額について

当市の第6期計画における介護保険料基準月額は 6,170 円 ですが、この金額は、第6期計画策定時に算定した介護保険料基準月額 6,603 円 を、地域福祉基金から7億円を繰り入れることで月額 433 円減額し、第5期計画における介護保険料基準月額と同額としたものです。

2. 介護保険料の推移

(1) 当市の介護保険料と青森県、全国平均の保険料との比較

	弘前市の基準額 (年額)	弘前市の基準額 (月額)	青森県の平均 基準額 (月額)	国の平均 基準額 (月額)
第1期 (H12~14)	43,410	3,618	3,256	2,911
第2期 (H15~17)	51,310	4,276	4,029	3,293
第3期 (H18~20)	63,420	5,285	4,781	4,090
第4期 (H21~23)	64,200	5,350	4,999	4,160
第5期 (H24~26)	74,040	6,170	5,491	4,972
第6期 (H27~29)	74,040	6,170	6,175	5,514



3. 第7期計画における保険料基準月額の試算について

保険料基準月額については、介護給付費の伸びや介護予防等の取組による施策効果を踏まえた、次の3つの考え方で試算しています。

試算については、平成30年度からの介護報酬改定率等の保険料基準月額の算定に必要な要素がまだ国から示されておらず、今後、変動することが想定されますので、現時点における試算となっています。

次の3つの考え方のうち、市では(1)の直近の利用実績の伸び率で推計した試算が適当と考えております。

- (1) 各サービスの伸び率を第6期計画期間の利用実績や認定率の変化等を踏まえ、直近の利用実績の伸び率で推計した場合 ⇒月額 6,746 円 (9.3%増)
- (2) 当市では訪問介護などの一部のサービスの利用実績が伸びていることから、(1)の試算より、一部のサービスの利用がさらに増加するものとして推計した場合。
⇒月額 6,985 円 (13.2%増)
- (3) 介護予防等の取組により、サービスの利用実績が平成29年度と同程度になるものとして推計⇒月額 6,684 円 (8.3%増)

4. 試算に対する当市の考え方

上記試算のうち、(1)の直近の利用実績の伸び率での推計が適当と考える理由として、(2)の推計の場合、仮に第7期計画期間の訪問介護などのサービス利用の伸び率が直近の利用実績の伸び率程度となった場合、保険料を支払う高齢者に不必要な負担を求めたこととなります。

また、(3)の場合、介護予防等の効果があまり現れず、サービスの伸び率が直近の利用実績の伸び率のままであった場合、歳入が不足するため借入を行う必要があり、借り入れた金額は、第8期の介護保険料に上乗せされることとなります。

これらのことから、第7期介護保険料（平成30年度～平成32年度）は(1)が適当と考えるものです。

5. その他

- (1) 第6期計画策定時の保険料推計と第7期保険料推計の比較（月額）

	第6期保険料	第7期保険料	第6期と第7期の差額
第6期計画策定時	6,170 円 (6,603 円)	7,968 円	1,798 円増 (1,365 円増)
第7期計画策定時 (3.(2)の推計)		6,746 円	576 円増 (143 円増)

※ () 内は地域福祉基金から繰り入れを行う前の保険料です。

Ⅲ. 低所得者対策、所得段階の見直しについて

1. 当市の取組について

第6期に引き続き低所得者の軽減を実施するとともに、低所得者に配慮して、高所得者に対し負担能力に応じたきめ細かな保険料負担となるよう、所得段階の見直しを検討します。

(1) 低所得者対策

国の低所得者対策強化を踏まえ、本市でも引き続き第1段階の軽減を実施します。

(2) 介護保険料の所得段階の見直し

- ① 介護保険料は国が標準的段階（9段階）を定めていますが、市町村が所得段階を弾力的に設定することが可能となっています。
- ② 本市の第7期計画においては、本市の最高段階である第9段階を5つに細分化し、新たに第10・11・12・13段階を設定し、併せて第6段階以降の段階を区分する基準所得及び負担割合の見直しを検討しています。

2 国の動向

(1) 公費による低所得者の保険料の軽減の強化

- ① 世帯非課税の所得段階（第1段階～第3段階）について、別枠の公費による軽減の仕組みを導入し、更なる負担軽減をはかることとし、現在は第1段階において実施しています。
- ② 財源となる消費税が10%へ引き上げられた際には、第2段階及び第3段階においても軽減を実施することとしています。

第7期介護保険料所得段階 (案) パターン①

①現行の弘前市の9段階で算定したもの

所得段階	対象者	割合		対象者	割合	人数	増減	
		軽減後 0.444 (軽減前 0.493)	軽減前 (0.493)				上段：保険料生額 月額	下段： 月額
第1段階	●生活保護受給者の方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給の方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	32,880円	2,740円	第6期と同じ	13,446人	35,943円	3,063円	
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	46,560円	3,880円	〃	4,525人	51,000円	4,440円	
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	54,720円	4,560円	〃	3,896人	59,904円	5,184円	
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	64,680円	5,390円	〃	8,547人	70,833円	6,153円	
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で上記以外の方	74,040円	6,170円	〃	6,066人	80,952円	6,912円	
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	83,280円	6,940円	〃	7,654人	91,071円	7,791円	
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	92,520円	7,710円	〃	4,814人	101,190円	8,670円	
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	111,000円	9,250円	〃	3,018人	121,428円	10,428円	
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	129,480円	10,790円	〃	1,375人	141,666円	12,186円	

基準月額 6,746円

基準月額 6,672円

②第1～8段階までの割合を現行の弘前市と同様にし、以降の割合を0.200ずつ加算して13段階で算定したもの

所得段階	対象者	割合		人数	増減	
		軽減後 0.444 (軽減前 0.493)	軽減前 (0.493)		上段：保険料生額 月額	下段： 月額
第1段階	第6期と同じ	13,446人	2,962円	2,669円		
第2段階	〃	4,525人	4,203円	3,882円		
第3段階	〃	3,896人	4,937円	4,529円		
第4段階	〃	8,547人	5,838円	5,378円		
第5段階	〃	6,066人	6,672円	6,026円		
第6段階	120万円未満の方	7,270人	7,506円	6,794円		
第7段階	120万円以上200万円未満の方	5,572人	8,340円	7,569円		
第8段階	200万円以上300万円未満の方	1,962人	10,008円	9,099円		
第9段階	300万円以上400万円未満の方	682人	11,343円	10,099円		
第10段階	400万円以上600万円未満の方	618人	12,677円	11,343円		
第11段階	600万円以上800万円未満の方	244人	14,012円	12,677円		
第12段階	800万円以上1,000万円未満の方	157人	15,346円	14,012円		
第13段階	1,000万円以上	356人	16,680円	15,346円		

現行の9段階を
細分化して13段階へ

第6段階から第9段階の対象者を区分する基準所得金額については、今後予定されている介護保険法施行規則の改正後の金額に変更しております。

*人数は、平成29年度8月課税時点の数。

第7期介護保険料所得段階 (案) パターン②

① 現行の弘前市の9段階で算定したもの

第6期の所得段階と保険料

所得段階	対象者	割合		対象者人数	増減	
		上段・保険料率別 下段：月額	軽減後 0.444 (軽減前) 0.493		上段・保険料率別 下段：月額	増減
第1段階	●生活保護受給者の方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給の方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	軽減後 0.444 (軽減前) 0.493	32,880円 2,740円	13,446人	37,216円 3,101円	4,336円 361円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.630	46,560円 3,880円	4,525人	52,807円 4,401円	6,247円 521円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.740	54,720円 4,560円	3,896人	62,027円 5,169円	7,307円 609円
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.875	64,680円 5,390円	8,547人	73,343円 6,112円	8,663円 722円
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で上記以外の方	1.000	74,040円 6,170円	6,066人	83,820円 6,985円	9,780円 815円
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.125	83,280円 6,940円	7,654人	94,298円 7,858円	11,018円 918円
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.250	92,520円 7,710円	4,814人	104,775円 8,731円	12,255円 1,021円
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	1.500	111,000円 9,250円	3,018人	125,730円 10,478円	14,730円 1,228円
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	1.750	129,480円 10,790円	1,375人	146,685円 12,224円	17,205円 1,434円

※人数は、平成29年度8月課税時点の数。

② 第1～8段階までの割合を現行の弘前市と同様にし、以降の割合を0.200ずつ加算して13段階で算定したもの

基準月額 6,909円

所得段階	対象者	割合		対象者人数	増減	
		軽減後 0.444 (軽減前) 0.493	上段・保険料率別 下段：月額		増減	
第1段階	第6期と同じ	軽減後 0.444 (軽減前) 0.493	36,811円	13,446人	36,811円	3,931円
第2段階	〃	0.630	52,231円	4,525人	52,231円	5,671円
第3段階	〃	0.740	61,351円	3,896人	61,351円	6,631円
第4段階	〃	0.875	72,544円	8,547人	72,544円	7,864円
第5段階	〃	1.000	82,907円	6,066人	82,907円	8,867円
第6段階	120万円未満の方	1.125	93,270円	7,270人	93,270円	9,990円
第7段階	120万円以上200万円未満の方	1.250	103,634円	20,354人	103,634円	20,354円
			8,636円	1,696人	8,636円	1,696円
第8段階	200万円以上300万円未満の方	1.500	103,634円	11,114人	103,634円	11,114円
			8,636円	5,572人	8,636円	926円
第9段階	300万円以上400万円未満の方	1.700	103,634円	7,366人	103,634円	7,366円
			8,636円	1,113人	8,636円	614円
第10段階	400万円以上600万円未満の方	1.900	124,361円	1,962人	124,361円	13,361円
			10,363円	1,113人	10,363円	1,113円
第11段階	600万円以上800万円未満の方	2.100	140,942円	682人	140,942円	29,942円
			11,745円	2,495円	11,745円	2,495円
第12段階	800万円以上1,000万円未満の方	2.300	157,523円	618人	157,523円	28,043円
			13,127円	2,337円	13,127円	2,337円
第13段階	1,000万円以上	2.500	174,105円	244人	174,105円	44,625円
			14,509円	3,719円	14,509円	3,719円
第14段階	1,000万円以上	2.500	190,686円	157人	190,686円	61,206円
			15,891円	5,101円	15,891円	5,101円
第15段階	1,000万円以上	2.500	207,268円	356人	207,268円	77,788円
			17,272円	6,482円	17,272円	6,482円

現行の9段階を
細分化して13段階へ

第6段階から第9段階の対象者を区分する基準所得金額については、今後予定されている介護保険法施行規則の改正後の金額に変更しておりません。

第7期介護保険料所得段階 (案) パターン③

① 現行の弘前市の9段階で算定したもの

所得段階	対象者	割合	保険料年額		人数	割合	対象者	所得段階	増減
			上段：保険料年額	下段：月額					
第1段階	●生活保護受給者の方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給の方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	軽減後 0.444 (軽減前 0.493)	32,880円 2,740円	35,612円	13,446人	軽減後 0.444 (軽減前 0.493)	第6期と同じ	第1段階	2,732円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.630	46,560円 3,880円	50,531円 4,211円	4,525人	0.630	//	第2段階	3,971円 331円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.740	54,720円 4,560円	59,354円 4,946円	3,896人	0.740	//	第3段階	4,634円 386円
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.875	64,680円 5,390円	70,182円 5,849円	8,547人	0.875	//	第4段階	5,502円 459円
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で上記以外の方	1.000	74,040円 6,170円	80,208円 6,684円	6,066人	1.000	//	第5段階	6,168円 514円
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.125	83,280円 6,940円	90,234円 7,520円	7,654人	1.125	//	第6段階	6,954円 580円
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.250	92,520円 7,710円	100,260円 8,355円	4,814人	1.250	//	第7段階	7,740円 645円
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	1.500	111,000円 9,250円	120,312円 10,026円	3,018人	1.500	//	第8段階	9,312円 776円
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	1.750	129,480円 10,790円	140,364円 11,697円	1,375人	1.750	//	第9段階	10,884円 907円

基準月額 6,684円

② 第1～8段階までの割合を現行の弘前市と同様にし、以降の割合を0.200ずつ加算して13段階で算定したもの

所得段階	対象者	割合	人数	増減	
				上段：保険料年額	下段：月額
第1段階	第6期と同じ	軽減後 0.444 (軽減前 0.493)	13,446人	35,223円	2,343円
第2段階	//	0.630	4,525人	49,979円	3,419円
第3段階	//	0.740	3,896人	58,706円	3,986円
第4段階	//	0.875	8,547人	69,416円	4,736円
第5段階	//	1.000	6,066人	79,332円	5,292円
第6段階	120万円未満の方	1.125	7,270人	89,249円	5,969円
第7段階	120万円以上200万円未満の方	1.250	5,572人	99,165円	6,645円
第8段階	200万円以上300万円未満の方	1.500	1,962人	118,998円	7,998円
第9段階	300万円以上400万円未満の方	1.700	682人	134,864円	9,171円
第10段階	400万円以上600万円未満の方	1.900	618人	150,731円	10,051円
第11段階	600万円以上800万円未満の方	2.100	244人	166,597円	11,049円
第12段階	800万円以上1,000万円未満の方	2.300	157人	182,464円	12,161円
第13段階	1,000万円以上	2.500	356人	198,330円	13,761円

基準月額 6,611円

現行の9段階を
細分化して13段階へ

第6段階から第9段階の対象者を区分する基準所得金額については、今後予定されている介護保険法施行規則の改正後の金額に変更しております。

*人数は、平成29年度8月課税時点の数。